

第五十回帝國議會
衆議院

明治三十二年法律第七十號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 外三件

明治三十二年法律第七十號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第五十二號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第五十一號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第五十號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第四十九號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第四十八號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第四十七號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第四十六號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第四十五號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第四十四號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第四十三號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第四十二號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第四十一號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第四十號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第三十九號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第三十八號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第三十七號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第三十六號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第三十五號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第三十四號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第三十三號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第三十二號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第三十一號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第三十號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第二十九號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第二十八號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第二十七號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第二十六號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第二十五號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第二十四號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第二十三號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第二十二號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第二十一號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第二十號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第十九號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第十八號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第十七號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第十六號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第十五號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第十四號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第十三號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第十二號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第十一號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第十號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第九號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第八號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第七號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第六號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第五號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第四號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第三號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第二號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 明治四十四年法律第一號中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

委員會會議錄(速記)第二回

會議

大正十四年三月九日(月曜日)午前十時
五十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 砂田 重政君

理事 志賀和多利君
理事 若宮 貞夫君

神田 正雄君 佐藤 實君

下元鹿之助君 由谷 義治君

佐藤 重遠君 安保 庸三君

柏田 忠一君 井坂 豐光君

森 肇君 飯村 五郎君

赤間嘉之吉君 古川 清君

同月七日委員永井作次君辭任ニ付其ノ
補闕トシテ佐藤重遠君ヲ議長ニ於テ選
定セリ

同月七日日本無線電信株式會社法案
(政府提出)ノ審查ヲ本委員ニ付託セラ
レタリ

出席國務大臣左ノ如シ

遞信大臣 犬養 毅君

出席政府委員左ノ如シ

外務政務次官 中村 巍君

遞信參與官 植原悦二郎君

遞信省通信局長 畠山 敏行君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ
如シ

橋本 喜造君

遞信書記官 稻田三之助君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
船舶無線電信施設法案(政府提出)

日本無線電信株式會社法案(政府提出)

○砂田委員長 是ヨリ開會致シマス、
成ベク此船舶無線電信施設法ニ付キマ
シテハ、今日午前中ニ質問ヲ終リマシ
テ明日午前ニ決定ヲシテ、午後ノ本會
議ニ懸ケタイ希望デアリマスカラ、其
御積リテ御質問ヲ願ヒタイと思ヒマス

○植原政府委員 此前ノ委員會ニ於テ
若宮サンカラ千噸未満ノ汽船及五百噸
未滿ノ帆船ハ近海航路以上ノ航路制限
ヲ與ヘ得ルヤ否ヤト云フ、斯ウ云フ御質
問ノ趣意デゴザイマシタ、其時ノ質問
應答ノ結果、更ニ取調ベマシタ所ガ、管
船局長ノ答辯ノ方ガ正シクテ、若宮サ
ンノ御議論ニナツタ點ノ方デ間違ッテ居
ルト云フ譯デアアリマセヌガ、御記憶
違ヒデアアルコトガ明瞭ニナリマシタ、
ソレハ船舶検査規程ノ第七條第十條ニ
依リマシテ斯様ニナツテ居リマス、二級
船以上即チ汽船デアアルナラバ、上甲板
下、噸數百噸以上、最強ノ速力八節以上
カ、帆船ナラバ上甲板下、噸數二十四噸
以上ナラバ、其何レモ近海航路以上ノ
航路ヲ與ヘルコトニナツテ居リマス、併
シ二級船ニ於テハ近海航路第一區及

第二區ヲ合セテ、航路制限トナサル、
モノデアリマスカラシテ、其點若宮サ
ンノ誤解デアラウト思ヒマスカラ、
是ダケノコトヲ辯明致シテ置キマス
○森委員 一昨日繰返シテ御尋ヲ致
シ、更ニ又本日質疑ヲ重ネマスコトハ
洵ニ恐縮デアリマスクレドモ、此法案
ノ決定如何ハ特ニ漁船ニ關シテハ利害
極メテ重大ト考ヘマスカラ、此席ニ於
テ更ニ質疑ヲ重ネマシテ、明確ナル政
府當局ノ御答ヲ得テ、其上ニ賛否ヲ決
シタイと思フノデアリマス、第一條ノ
劈頭ノ規定ヨリ考ヘマス、總噸數二
千噸以上ノ船舶、五十人以上ノ人員ヲ
搭載スル船舶、此何レノ條件ヲ具備致
シテ居ッテモ、此法律ヲ原則トシテ無線
電信ノ裝置ヲ強要スルト云フコトハ、
解釋上誤リナイコト、考ヘテ居リマ
ス、而シテ但書ノ規定ニ於テ相當ノ取
除キガ行ハレ得ベキ主務大臣ニ其權限
ヲ委シテアルト云フコトデアアルガ、第
一條ノ末項ニ至ッテ、特ニ此五十人以上
ノ人員ヲ搭載スル船舶ニ對シテノミ、二
千噸未満ニ付テ特別ノ規定ヲ設クルコト
ヲ得ルト云フヤウニ條文ガナツテ居ル、
是ハドウ云フ譯デアアルカ、何故ニ五十
人以上ノ人員ヲ搭載スル船舶デアッテ、
而モ二千噸未満ニ付テモ第一條第一項

ノ但書ヲ以ッテ之ヲ支配スルコトガ出
來ヌノデアアルカ、之ガ第一問、ソレカラ
第一條ノ末項ト云フモノヲ強テ此處ニ
置カナケレバナラヌト云フコトデア
リ、而モ政府ノ方針トシテハ少クトモ
五百噸ヲ超ユルモノデナケレバ無線電
信ノ裝置ヲ強要シナイト云フ目的ヲ以
テ規定ヲ別ニ作リタイ、斯ウ云フコト
デアアルナラバ、第一條ノ第二號ニ五百
噸以下ノモノハ此限ニアラズト云フヤ
ウナ意味ノ文字ヲ加フルコトノ方ガ寧
ロ明確デハナイカ、ソレヲ特ニ書カナ
イデ、第一條ノ末項ニ此規定ヲ設ケラ
レル理由ハ何故デアアルカ、之ガ第二點、
ソレカラ若シ無線電信ノ裝置ヲ強要ス
ルトスレバ、ソレニ要スル裝置ノ爲ノ
經費、並ニ經常ノ經費ト云フモノガ何
程掛カルカ、如何程ノ金ヲ各船舶ハ負
擔シナケレバナラヌカ、之ガ第三、ソレ
カラ第四ニ御尋致シタイノハ、總噸數
二千噸以上ト云ヘバ如何ニモ大キイヤ
ウニ聞エルガ、今日ノ航海ノ現狀ヨリ
致セバ客船ハ勿論ノコト、近海航路以
上ノ航行ヲ致ス所ノ船デアリ、貨物船
ニ致シテモ二千噸ナド、云フモノハ、
殆ド今日ハ問題ニナツテ居ナイ位ト
私共ハ考ヘル、唯、段々時代後レノ船ガ
今ニ現存シテ居ルノデ、ソレガ航海ハ

致シテ居ルガ、時勢ノ趣ク所カラ考ヘテ見テ、是等ノモノハ將ニ落伍シヤウトシテ居ル、是等ノ船ニ對シテモ無線電信ノ裝置ヲ強要致シテ、ソレ等ノ持主ハ多クノ苦痛ヲ感ゼズシテ濟ムコトガ出來ルカドウカ、其點ニ付テ政府トシテノ御確信ガアルカ之ヲ伺フテ見タイ、尙ホ第一ノ御尋ニ依ッテ分ルコトデハアリマスガ、少クモ漁船ニ付テ必ズ五百噸以下ノモノニ付テ無線電信ノ裝置ヲ強要シナイト云フ御明言ガ出來ルカドウカ、之ヲ最後ニ御尋致シマス

○植原政府委員 森君ノ御尋ニ御答致シマス、第一ノ御質問ハ此前ノ委員會ニ於テモ繰返サレタコトデゴザイマシテ、噸數ニ於テ二千噸以上ノ船舶ト一方ニ於テ定メ、又他ノ一面ニ於テ人員五十人以上ト定メタ、斯ウ云フコトノ趣意ハ此前ニ申上ゲタ通り、是ハ近海航路ニモ適用スルコトデアリマスケレドモ、海運事業、船舶ノ如キモノハ其性質ガ比較的國際的ノモノデアアル、故ニ成ベク國際的ニ共通ナ原則ヲ取ッテ此法ヲ定メタイ、佛蘭西ニ於キマシテハ二千噸以上ノ噸數ヲ定メ、又人員ニ於テ五十人以上ヲ定メテ居ル、英國ニ於テハ千六百噸以上ノ船舶ニ對シテハ之ヲ強要スルコトニナッテ居ル、サウ云フ建前カラ致シマシテ、成ベク是ハ日本船船ニ強要スルコトデハアリマスケレドモ、航海事業ノ如キ國際的ノ性質ヲ有スルモノニ對シテハ、成ベク國際的

ニ共通ノ出來ル法則ヲ作ッテ置イタ方ガ宜シイト云フ狀態デ、斯様ナ立案ヲ致シタ譯デアリマス、而シテ御尋ノ第一條ノ末項ニ於キマスルコト、此點ニ付テ御諒解ヲ願ヒタイコトハ此點デアリマス、遠洋ト近海ト、ソレカラ沿岸、此同ジ海ニシテモ差別ノアルコト、如何ニモ船デアリマシテモ、沿岸ヲ航海スル船舶ニ對シテハ之ヲ強要セラレナイ、論理カラ言マヒスレバ森君ノ御尋ノ如ク、施行規則ニ依ッテ五百噸未滿ノモノニ之ヲ強要シナイト云フナラバ、之ヲ法文ノ上ニ掲ゲタラ宜シイデヤナイカト云フ御主張ハ、或ル一面カラ申シマスレバ、御尤ダト思ヒマスケレドモ、是ハ前日來申上ゲタ通り、成ベク斯様ナモノハ國際的の共通ヲ立テ、居ルノダカラ、結局斯様ナ風ニシテ、後ノ事ハ成ベク施行規則ニ依ッテ定メタルコトニ方針ヲ決メタノデアリマス、二千噸未滿ノモノハ勿論ノコトデアリマスガ、五十人以上ヲ乗セテ居リマシテモ、沿岸航路、之ニ航行スルモノニ付テハ強制致サナイノデアリマス、ソレカラ二千噸以上ニナリマシテモ、廻航ノ場合トカ云フ特別ナ場合ニハ之ニ強制シナイ方針ヲ執ッテ居ル、又森君ハ二千噸未滿ノモノデ五百噸以上ノモノデモ、近海又ハ遠洋ニ出ルモノガアルデハナイカ、斯ウ云フ御話デアリマスルガ、實際政府ノ現在ノ取調ベ

ニ依リマス、左様ナモノハ極ク少クテ稀ニ見ルノデ、漁船ノ問題ニ付キマシテハ可ナリ近海カラ遠洋ニモ出マスケレドモ、三百噸内外ノモノガ多イノデゴザイマス、而モ森君ノ一番御心配ニナル御質問ノ要旨ハ、漁船ハ可ナリ近海カラ遠洋ニ出ルカラ、ソレニ對シテモ強要サレル場合ニハ、非常ニ漁業ノ發達等ニ困ルト云フコトデアアルト思ッテ居リマスガ、漁船ニ對シテハ此規定ニ依リマシテ強制サレルモノハ極ク少イト思ヒマス、或ハ殆ドナイト申上ゲテモ宜シイノデ、大體ニ於テハ施行規則ヲ作リマス場合ニ、十分ニ考慮致シテ、假令人員五十人以上ヲ乗セテ居リマシテモ、五百噸未滿ノモノニ付キマシテハ、漁船ナドニ對シマシテハ特殊ナ考慮ヲ拂ッテ、漁業ノ發達ニ支障ナカラシムルヤウニ致シタイト思ッテ居リマス、此事ダケハ明瞭ニ申上ゲテ宜シイト思ヒマス、吳レ、モ森君ノ御心配ニナル漁船ノ事ニ付テハ十分考慮致ス考デアリマス、ソレカラ漁船デモ可ナリ大キナモノトナルト、無線電信ノ裝置ヲ持ッテ居ルモノモアリマス、又船ノ構造ニ依リマシテ、無線ヲ裝置スルコトガ假令噸數ガ五百噸以上デ、五十人以上ヲ乗セテ居ル船デゴザイマシテモ、出來ナイモノニ付キマシテハ、之ヲ主務大臣ノ認可ニ依ッテ強制シナイト斯ウ云フコトヲ考ヘテ居リマスカラ、森君ノ御心配ノ點ハ大部分取除カ

レルコト、思ッテ居リマス、唯、第一ト第二ノ御質問ニ對シテ斯様ナ規定ヲ設ケマシタノハ、成ベク斯様ナ方法ハ國際共通的ノモノニシタイ、ソレデ日本ノ海運事業並ニ漁業ノ發達ニ付テハ、政府トシテモ十分考慮シテ居ルノデアリマスカラ、人命財産ノ海上ニ於ケル安全ヲ保ツハ勿論ノコトデゴザイマスルケレドモ、漁業ノ發達ニモ支障ヲ來サナイヤウニ十分ニ考慮ヲ致シテ、此施行規則ニ於テ取決メタイ積リデアリマス、ソレカラ其次ノ御質問ノ無線電信ノ裝置ニ付テ、ドレ位ノ費用ヲ要スル付キマシテハ、真空管式ト火花式トヲ用ヒルコトニナッテ居リマシテ、火花式ヲ用キルト五千圓位デ出來ヤウト思ヒマス、ソレカラ真空管式ヲ用キルト七千圓位、其他無線裝置ノ爲ニ要スル一切ノ費用ヲ入レマシテ、完全ニ之ヲ裝置スルニハ大約一萬圓程ヲ投ズレバ宜カラウト斯様ニ考ヘテ居リマス、ソレカラ維持費ニ付キマシテハ、大概一箇年三百圓位ノ經費ヲ支出致シマシタナラバ、十分ニ其運用ガ出來ルダラウト、目下ノ所ノ調査ニ依ッテ左様ニ考ヘテ居リマス、ソレカラ其次ノ御質問ハ、此法ヲ強制シテ、經濟ニ船主或ハ船ヲ運航シテ居ル所ノ人ニ對シテ、打撃ヲ與ヘルヤウナコトハナカラウカ、此點ニ付キマシテハ政府ニ於テモ十分ニ考慮ヲ致シマシテ、此法案ガ議會デ決定

スルコトニナリマシテ、尙ホ一年後ニ之ヲ實行スルコトニ致シマシテ、十分ニソレ等ニ付テノ準備ヲ致サセタイ、ソレカラ費用ノ點ニ付キマシテハ、二千噸以上ノモノニ之ヲ強制致シマシテモ、現在ノ海運界ノ不況ノ狀態デモ、備船ノ立場カラ經費ヲ割出シマシテ、是ダケノモノヲ強制致シマシテモ、船主或ハ船ヲ運航致シテ居ル者ニ對シテ、經濟的ノ打撃ヲ與ヘルヤウナコトハ無カラウト考ヘテ居ル、尙ホ二千噸未満ノモノニシテ、五十人以上ヲ乗込マシテ居ル所ノ船ニ付キマシテハ、十分ニ考慮ヲ致シマシテ之ガ爲ニ船主ガ經濟的ニ打撃ヲ受ケルコトノ無カラシムルヤウニ致シテ、此法律ノ目的ヲ達シタイトス様ニ考ヘテ居リマス

○森委員 政府ノ御趣旨ノ在ル所ハ略、諒解致シマシタガ、唯、第一條ノ但書ガアルニ拘ラズ、一條ノ末項ヲ是非置カネバナラヌト云フ理由カ何ダカ私ハ諒解ガ出來ヌヤウニ思ヒマス、只今ノ政府委員ノ御説明ニ依ルト、第一項ノ第一號、第二號共ニ日本ノ船舶ノ實際ト云フコトヲ考ヘルヨリモ、國際的ニ日本ト云フコトヲ考ヘテ、其體面上斯ク文字ハ書イテ置カレナケレバナラヌト云フヤウナ御趣旨ノヤウニ承リマシタガ、左様デアラナラバ、一條ノ末項ニ別段ノ規定ヲ設ケルコトガ出來ルト云フ規定ヲ御設ケニナルコトガ、五百噸以下ハ此限ニ在ラズト書クト同ジヤウ

ニ、日本ノ體面ヲ汚スヤウニナリハシナイカト思フノデアリマスガ、此以上ハ議論ニナリマスカラ多ク申シマセヌガ、兎ニ角私共ノ一寸考ヘル所ヲ以テセバ、總噸數二千噸以上ノ船舶ニ向ッテ、一萬圓内外ノ經費ヲ要スル裝置ヲ、向フ一箇年ノ中ニ強要サレルト云フコトハ、尠カラザル苦痛ヲ船舶業者ニ與ヘルノデハナイカト云フ懸念ヲ持ッテ居ルノデアリマス、而シテ五十人以上ノ人員ヲ搭載スル船舶——二千噸未満ノモノニ付テハ別段ノ規定ヲ置ク、而シテ其規定ノ次ニハ五百噸未満ノモノニハ之ヲ強要セズト云フ確カナル文字ヲ置クト云フコトデ、ソレデ満足シテモ宜シイノデアアルケレドモ、一條末項ヲ御置キニナル程ノ政府ニシテ、五十人以上ノ人員ヲ搭載スル船舶ニ對シテ、五百噸云々ノ但書ヲ置クトガ甚ダ困難デアルト仰セラル、理由ヲ、私諒解スルコトガ出來ナイト云フコトヲ申上ゲテ、質問ダケヲ打切りマス

○志賀委員 只今維持費年額三百圓ト申サレマシタガ、是ハ電信技師モ這入ツテ居リマスカ、唯無線電信ノ機械ダケヲ維持スル費用デアリマスカ
○植原政府委員 通信ノ技師ト維持費トヲ合シテノ費用デアリマス、是ガ約月ニ三百圓デアリマス——年額三百圓ト申シマシタナラバ誤リデアリマス
○砂田委員長 委員外デアリマスガ、橋本喜造君カラ質問ヲシタイト云フコトデアリマスカラ、先例ニ依リマシテ質問ヲ許可スルコトニ致シマス
○橋本喜造君 二千噸以上ノ船舶ニ無線電信ヲ附ケルコトハ、各國デモヤッテ居ルヤウデアリマスカラ、敢テ異議ガアル譯デアリマセヌガ、日本デハマダ少シ早クハナイイカ、若シヤルトスルナラバ、モウ少シ方法ヲ變ヘタラドウカ、客船デアリマシタナラバ千噸以上ノ船舶ニハ無論必要デアリマス、ソレカラ貨物船ト致シマシタナラバ、先ヅ三千噸以上デナケレバ必要ガナイ、何故カト云フト、二千噸位ノ船デアリマシテハ絕對ニ遠洋ニ出ルコトガ出來ナイ、又無線ヲ附ケマシテモ、經費ガ到底償ハナイ、是ハ今少シ御考ヲ願ッテ、若シ必要ナラバ三千噸以上ノ貨物船ニ、又客船ナラバ千噸以上ノ船ニスルコトガ適當ト思ヒマス、今日政府ガ原案トシテ出シテ居ルモノハ、或ハ空想トシテ御出シニナッタノデアアルカ、ドウモ現今經濟上カラモ、或ハ海運界ノ狀勢カラモ、是ハ甚ダ面白クナイト思ヒマスガ、之ニ對シテドウカ御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○植原政府委員 橋本サシノ御尋ニ御答致シマス、橋本君ハ船舶ノコトニ付テハ御専門ノ方デ、能ク總テノ事ヲ御存知デアリマスカ、海運事業ノ發達ヲ圖ラナケレバナラヌト云フ點ニ付テハ、異存ハナカラウト思ヒマス、此發達ヲ圖ルニ付キマシテハ、船舶ノ所有者

ニ對シテ十分經濟上ニ支障ノナイヤウニ考慮致サナケレバナラナイコトハ勿論デゴザイマスケレドモ、又運行ノ任ニ當ッテ居リマスル所ノ船員、旅客貨物ニ對シテモ、成ベク海上ニ於テ安全デアルト云フコトヲ圖ラナケレバナラヌト思ヒマス、此二ツノ立場カラ考ヘマシテ、此問題ヲ解決致シタイト思ッテ此法案ヲ提出致シタ譯デアッテ、決シテ机上ノ空論デハゴザイマセヌ、二千噸以上トスルコトニ付キマシテハ各國共之ヲヤッテ居ルト云フコトモ一ツデアリマス、又二千噸以上ノモノデアリマシタナラバ、此海運界ノ不況ノ際ニ於ケル所ノ船舶ノ率カラ割出シマシテ、之ヲ強制致シタ所ガ甚シク經濟上ノ打撃ヲ受ケルヤウナコトハナイ、假令其設備ニ對シテ一萬圓ヲ要シ、之ヲ維持スル爲ニ年々三千圓内外ノ費用ヲ要スルコトハ、ソレダケ船舶ノ所有者ニ對シテハ、從來ヨリモ多クノ費用ヲ要スルコトニナルノハ當然デアアル、併ナガラ是ダケノ費用ヲ投ジマシタガ故ニ、海運界ノ發達ニ對シテ支障ヲ致ストハ思ヒマセヌ、斯様ニ船舶ノ所有者ニ從來ヨリモ多クノ支出ヲシテ戴キマシテモ、貨物運行ノ任ニ當ル人々及ビ旅客ノ安全ヲ圖ルコトガ、全體ノ海運界ノ發達ヲ期スル上ニ於テ有利デアルト考慮致シタノデアリマス、御承知ノ通り、世界各國デ海運事業ノ盛シナル國ニ於テハ、之ヲ皆實行致シテ居ルノデアリ

マス、ソレ等ノ實行ノ成績ニ鑑ミマシ
テモ、無線ノ裝置アルガ爲ニ海上ニ於
ケル厄難ヲ随分免レタ例モアリマス
ラシテ、無線ノナイ爲ニ思掛ナイ所ノ
災害ニ遇ヒマシテ、旅客、乗組員、貨物
等ニ損傷ヲ受ケマスルコトヲ考ヘマス
ルトキニハ、之ヲ協賛ヲ經マシテ、強制
スル方ガ全體ノ海運事業ノ爲ニ有利デ
アル、斯様ニ有ラユル研究ヲ致シマシ
テ、有ラユル調査ヲ進メマシテ、茲ニ結
論ニ到達致シタノデ、決シテ机上ノ空
論ダケデナイト云フコトヲ十分御了承
ヲ願ヒマス

○橋本喜造君 只今二千噸級ノ船ト申
サレマシタガ、是ハ極端ニ言フト、千九
百九十九噸デアッテハ、モウ無線ヲ附ケ
ナイト云フコトニナル、二千噸以上ナ
ラバ經濟上引合フカラヤッテ宜シイ、ソ
レ以下ノ船ハ引合ハヌト申サレ、ソ
レナラバ一噸違ヒデ引合フカ、引合ハ
ヌカト云フコトニナリマス、或ハ二千
噸ノ船デモ荷物ヲ二千噸積マレナイモ
ノモアリマス、又中ニハ二千噸デモ三
千噸位積ムモノモアリマス、荷物ヲ餘
計積ミ、客ヲ餘計乗セルナラバ、噸數ハ
小サクテモ相當儲カルト思ヒマスガ、
其邊ノコトハドウデアリマセウカ
○植原政府委員 二千噸以上ノ船デア
リマシテモ、此法案ニ規定シテ居リマ
スル通り、沿岸即チ百哩以内ノ場所ヲ
航行致シテ居ルモノニハ強制シナイ、
近海又ハ遠洋ニ出ヅルモノデナケレ

バ、強制シナイコトニナッテ居ル、政府
ノ取調ベマスル所ニ依ルト、此法律ヲ
強制致シマシテ、現在ノ日本ノ船舶ノド
レダケノ數ニ當ルカト云フ數字ノ點デ
アリマスガ、能ク正確ニ致シテ居リマ
セヌカラ、正確ナコトハ何デスガ、現在
ニ於テ大正十三年八月ノ調ニ依リマス
ト、斯様ナ狀態ニナッテ居ルコトヲ申上
ゲレバ、御質問ノ全體ニ付テ御答ガ出
來ルト思ヒマス、此法律ニ依リマシテ
無線電信ノ裝置ヲ強制セラルベキモノ
ガ、全部デ九百八十四艘バカリアルコ
トニナッテ居リマス、其中デ既ニ五百三
十七艘ハ無線ノ裝置ヲ有シテ得リマ
ス、日本デ強制致サナクテモ是ハ橋本
君御承知ノ通り外國デ強制シテ居リマ
スカラ、外國航路ニ當ッテ居ルモノハ、
外國ノ規定上ヤラナケレバナラヌヤウ
ナ場合デ強制サレタリシテ、既ニ五百
三十七艘モ有シテ居ル、ソレカラ強制
セラレザルモノデ現在無線裝置ヲ有ス
ル船舶ハ、其他ニ於テ百三十九艘餘モ
アリマス、ソレデ實際此法ヲ強制スル
ト致シマシテ、其強制ヲ受クベキ船舶
ハ三百八艘デアリマス、極メテ少數ナ
モノデアリマス、此中デモ沿岸ヲ航行
スルモノハ除カレマスシ、ソレカラ其
船ノ構造ニ依ッテ無線ノ裝置ヲスルコ
トノ不可能ナモノハ除カレマスカラ、
橋本君ノ御心配ニナルヤウナ點ハ大分
取除カレルモノト思ヒマス

○橋本喜造君 一昨日カ、森君ノ御質
問ニ對シテ、區域ハ何處カラ何處マデ
或ハ哩數ハドウト云フトキニ、百哩以
内ト云フコトノ御話ガアッタヤウデア
リマスガ、是ハ幾ラデモ宜シウゴザイ
マスガ、ソレヲ一ツ調ベテ御知セシテ
戴キタイ、ソレカラ先刻申シタヤウニ、
二千噸ノ船ト雖モ二千噸ノ荷物ヲ積マ
ナイ、又二千噸以下ノ船デモ三千噸モ
積ムヤウナコトガアリマシテ、二千噸
以上ノ船ガ極近イ所ノ殆ド沿海航路ヲ
ヤッテ居ル、ソレカラ二千噸以下ノ船ガ
殆ド遠洋ニ近イヤウナ航路ヲヤッテ居
リマスガ、一噸違ヒデ荷物ハ殆ド倍モ
積ンデ、況シテ無線電信ヲ掛ケナクテ
モ宜シイト云フナラバ、何ニモナラナ
イト思ヒマスガ、之ニ對スル御考ハド
ウデスカ

○植原政府委員 橋本君ノ御質問ハ御
議論ノヤウニ存ジマス、二千噸以下ノ
千九百九十九噸ト云フヤウナ御話ガア
リマスケレドモ、是ハ其道ニ御堪能ナ
橋本君ノ御議論トモ一寸見エナイノ
デ、實際問題トシテサウ云フモノハ無
イノデアリマシテ、大概何百噸トカ云
フコトデ千九百九十九噸トカ云フヤウ
ナ船舶ハ、事實ニ於テ無カラウト思ヒ
マス、ソレカラ只今御話ノ、假令千噸ノ
船デモ澤山ナ貨物ヲ積ム場合モアル、
大キイ船デモ澤山ノ貨物ヲ積マナイ場
合モアル、是ハ有ラウト思ヒマス、御説
ノ如キコトハ有ラウト思ヒマスガ、ソ
レハ異例ノ場合デ、大キイ船ハ澤山ノ

貨物ヲ積ムト、斯ウ云フ前提ノ下ヨリ
ハ法律ヲ定メルコトハ出來ナイト思ヒ
マス、デアルカラシテ只今ノ御話ノ如
ク、經濟界ノ事情、産業上ノ事情ニ依リ
マシテ、不況ナ場合ニ於テハ左様ナ事
モアラウト思ヒマスガ、法律ヲ定メヤ
ウトスル場合ニ於テハ、大體大キサニ
依ッテ定メル、斯ウ云フコトヨリ致方ガ
ナカラウト思ヒマス、御承知デモアリ
マセウガ既ニ各國共實行シテ居ル、英
國ノ如キハ千六百噸以上ヲ定メテ居
ル、斯様ナ立場カラ何處カニ限定ヲ致
サナケレバナラナイト云フコトデ、英
國デハ千六百噸ヲ定メテ居リマスシ、
佛蘭西デハ二千噸ヲ定メテ居ル、日本
ガ現在ノ實況ニ鑑ミテ二千噸ヲ定メタ
コトハ、經濟上ノ立場カラ言ヒマシテ
モ、生命財産ノ安全ヲ保スル立場カラ
言ヒマシテモ有利デアルト斯様ニ致シ
テ此法案ヲ定メタ譯デアリマス、勿論
先刻御話ノ如ク、千噸以下ノモノデモ
客船ト云フヤウナモノニ付キマシテ
ハ、當ニ噸數ノミヲ以テ定メル譯ニハ
參リマセヌ故ニ、五十人以上ヲ乗込マ
セテ居ルモノト、斯ウ云フ規定ヲ設ケ
タ譯デアリマス、實際ニ於テ此法律ヲ
定メ、十分ノ準備行爲ヲ致シマシテ、經
濟上海運上ニ支障ナキ様ニシテ、一年
後ニ何レモ準備ノ整ッタ場合ニ之ヲ實
行スルコトガ、多年其道ニ對シテ御心
配ニナッテ居ル橋本君御自身ノ事業ノ
爲ニモ、斯様ナ立場ガ却テ宜カラウト、

斯様ニ政府ハ考ヘテ居ル次第デアリマ
ス

○橋本喜造君 成程私ハ千九百九十九
噸ト云フヤウナ際ドイ話ヲ致シマシタ
ガ、アレハ議論ニナリマスカラ、私ハモ
ウ申上ゲマセヌガ、併シ二千噸以下ノ
船デ二千噸以上、倍額ノ荷物ヲ積ムヤ
ウナコトハアル、而シテソレガ大變遠
方ニ出テ居ル、又二千噸以上ノ船デ千
五六百噸シカ積マナイデ、サウシテ近
海ヲ航海シテ居ルコトガ確ニアル、ソ
レカラ昔ノ船ト近來ノ船ト違ハナイ、
斯ウ云フコトニナッテ居リマスガ、併ナ
ガラ最近出來ル船ハ噸數ノ割合ガ非常
ニ積方ガ少イ、昔出來タ船ト最近ノ船
トハ、矢張最近ノモノハ近廻リヲスル、
ソレカラ十年、十五年前ノモノハ割合
ニ積ミマスカラ、サウ云フ關係上モ考ヘ
ナケレバナラス、ソコデ噸數ノミヲ標
準トシテ無線電信ヲ掛ケルノハ、或ハ
無理デハナイカト思ヒマスガ、其邊ヲ
御伺ヒ致シタイト存ジマス、ドウカ御
意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○植原政府委員 御説ノ如キモノモ有
ラウト思ヒマス、ソレ故ニ當ニ噸數バ
カリデナク、一方ニ於テハ五十人以上
ノ人員ヲ搭載スルモノト、斯様ナ規定
ヲ設ケテ、サウシテ其邊ハ十分ニ考慮
致シテ取扱フ積リデ、一面ニ於テ噸數、
一面ニ於テ人員ノ規定ヲ設ケテ、此二
ツノ方面デ成ベク生命ノ安全、サウシ
テ海運事業ノ發達、斯ウ云フ風ニ考ヘ

マシテ、法案ニ御覽ノ通りノ規定ヲ設
ケタ譯デアリマス、御心配ノ點ハ丁度
成ベク公平ニ取扱ヘルヤウニ二ツノ原
則ヲ以テ取計ラウ積リデアリマスカ
ラ、餘リ御心配ノヤウナ不公平ナ結果
ヲ生ズルヤウナコトハ無カラウト思ヒ
マス

○橋本喜造君 此二ツノ限定デハ矢張
イケマセヌ、二千噸以下ノ船デ三千噸
ノ荷物ヲ積ンデ、非常ニ遠方ニ行ッテ居
ル船ガ五十人ヲ載セテ居ラヌデ、僅ニ
先ヅ十七八人カラ多イ時デ二十七八人
シカ載セテ居ラナイモノモアルカラ、是
ハ少シ無理デハナイカト思ヒマス、ソ
レデ之ニハ御考慮ヲ願ヒタイ、即チ三
千噸以上ト云フコトニシテ戴ケレバ結
構デアアル、二千噸以上ニ限定サレルノ
ハ、新船ハ兎ニ角近來老朽船デ二千噸
以上ノモノガ到ル所ニアリマスカラ、
此點ハ御考慮ヲ願ヒマス、此法案ハド
ウモ不完全デハナイカト思フ、併ナガ
ラ政府トシテハ法律ヲ出シテ居ル以
上、サウモ出來ナイカ知ラスガ、一遍協
議會ヲ開イテ、サウシテ何トカ之ヲ變
ヘテ貰フ餘地ガアルナラバ結構ダト思
ヒマス、此際何トカシテ御協定申上ゲ
タイト思フノデアリマスルガ、サウ云
フコトハ絶對ニイカヌモノデアリマス
ルカ、若シ意見ヲ聽イテ下サルトスレ
バ結構デアアル、此處ヲ……

○植原政府委員 橋本君ノ只今ノ御質
問ノ御趣意ト御意見ノ陳述ト、斯ウ二

ツ合セテ見マス、私自身ニモ少シ諒
解ニ苦シム點ガアリマスルガ、一千噸
以上ノ船デモ總噸數ハ詰リ一千噸以上
二千噸未滿ノモノデ、乗組員ガ十五人
カ二十人シカ無クテ、ソレデ三千噸モ
貨物ヲ積ンデ遠洋ヘ出ルモノガ有ルデ
ハナイカ、サウ云フモノニモ強制シナ
ケレバイケナイデハナイカト、斯ウ云
フ御意見ノ陳述ガアッタト思ヒマス、生
命財産ノ安全ヲ期スル上カラ申シマス
レバ、出來得ルダケ多クノ船ニ無電ノ
裝置ヲセシメルコトガ結構デアアルト
思ヒマス、此點ニ於テハ橋本君モ政府ト
見解ヲ同ジウシテ、成ベク多ク無線電
信ノ裝置ヲ、例令一千噸ノモノデモサ
セテ、サウシテ生命財産ノ安全ヲ圖ル
ヤウニシタイト、斯ウ云フ御趣意ノヤ
ウニ承リマシタ、左様デアリマス、洵
ニ政府ト見解ヲ同ジウスルノデ結構ナ
コトデアアル、ケレドモ唯、左様ナコトニ
致シマシテ、特殊ナ場合ニハ左様ナコ
トガアリマセウケレドモ、假ニ一千噸
以上二千噸未滿ノ船ニ法律ヲ以テ規定
スル場合ニ於テハ、只今橋本君ノ御話
ノ一千噸以上二千噸未滿ノモノデ三千
噸以上ノ貨物ヲ搭載シテ遠洋ニ出ルト
云フモノハ稀ナ船ノ例ヲ御言ヒニナル
ノデ、稀ナ一ツノ船ニヤラセル爲ニ多
數ノ船ニ支障ヲ來シテ、經濟上ノ打撃
ヲ與ヘルヤウナコトガアッテハ困ル、斯
ウ云フ點デ二千噸以上ノ限度ヲ定メタ
ノデアリマス、ダカラシテ其點ハ洵ニ

御見解ト政府ノ見ル所ト同ジデ、唯、政
府デハサウ云フ特殊ノモノニ對シテ
ハ、法律ヲ作ルコトガ出來ナイカラ、サ
ウ云フ船ニ對シテハ幾分ノ除外ヲ設ケ
ヤウ、二千噸未滿モ五十人以上ヲ搭乘
スルモノハ、之ニ對シテ無電ノ裝置ヲ
サセルヤウニ致サウ、又其外ニ尙ホ古
イ船ノ御話ガアリマシタガ、其古イ船
ノ船體ノ構造上、無電ノ裝置ヲスルコ
トノ出來ナイヤウナ船ニ付キマシテ
ハ、是ハ二千噸未滿ノ船デアリマスル
ナラバ十分ニ考慮ヲ致シマシテ、サウ
シテソレ等ノコトハ大臣ノ認可ニ依リ
マシテ強制ヲ免レルコトノ出來ル施行
ノ細則ヲモ作ラウト致シテ居ルノデア
ル、全體ニ於テハ御説ト違ハナイト思
ヒマス、唯、二千噸デハ困ル、三千噸ト
云フ點ニ於テ其見解ヲ多少異ニシテ居
ルト思ヒマスガ、事實政府ハ日本ノ現
在ノ船舶ヲ調べマシテ、ソレ等カラ現
在ノ航行サレテ居ル所ノ狀態、ソレ等
ノ航路ノ狀況、又ソレ等ノ收入ノ狀態カ
ラ考ヘマシテ、二千噸以上ト云フ茲ニ
規定ヲ設ケルコトハ、船主ニ對シテモ、
海運事業ノ發達ニ致シテモ、經濟上ノ
打撃ヲ與ヘズ、海運事業ノ發達ヲ阻害
スルト云フヤウナコトガナイト確信ス
ル所ガアリマシタガ故ニ、斯様ナ規定
ヲ設ケタノデアリマス、尙ホ最後ノ之
ニ對シテ一ツ特殊ナ委員デモ拵ヘテ、
サウシテ政府ノ意嚮、意見ノ交換ヲモ
シヤウト斯ウ云フ御話モゴザイマシタ

ガ、ソレニ對シテハ何等異議ノナイコトデアリマシテ、此法律ヲ議會ニ提出致シマスニ至ッタニハ、政府ニ於テモ確信ガアリマスカラデアルガ、又橋本君ノ如キ御専門ノ方ニ於テモ、亦御専門ノ知識モアリマセウカラ、十分ニ御了解ヲ願フト云フ立場デ、尙ホ細カイ御話ヲ特別ナ委員ニ依ッテ御話スルト云フコトニ對シテハ、何等異存ノナイコトダケヲ御承知置キヲ願ヒタイと思フ

○橋本喜造君 委員會ト云フモノハ質問ダケヲスルモノデアリマシテ、之ニ意見ヲ述ベタリ或ハ議論ガマシイコトヲ言フコトハ出來ナイと思フケレドモ、ドウシテモ意見ノ陳述モヤラナケレバナラス、又多少議論ガマシイコトモアル、ドウシテモ是ハ仕方ガナイ、單純ノ質問デアリマスレバ十分ノ研究ハ出來ナイ、其目的ト云フモノハ此事件ニ對スル研究ヲスルト云フコトニアルノデアリマスカラ、矢張意見モ述ベマス、又多少議論モ申上ゲナケレバナラス、ドウゾ其邊ヲ御了解願ッテ置キマス、ソレカラ二千噸以下ノ船デ三千噸ノ貨物ヲ積ムノハ稀ナ例デアルト申サレテ居ルガ、決シテサウデハナイ、今日ハ其方ガ多イノデアリマス、是ハ遞信省トシテ分テ居ルデセウガ、二千噸以下ノ船デ三千噸近クノ貨物ヲ積ムモノハ相當ニ多イ、ソレカラ二千噸以上ノ船デ二千噸積マナイ船ハ非常ニ少ナ

イ、ソコハ矛盾シテ居ルノデアアル、私ガ机上ノ空論ダト云フコトハ斯ウ云フ所カラ申上ゲタ譯デアアルガ、モウ一遍御調ベヲ願ヒマス、ソレカラ近海航路ト云フト、先ヅ近海ハ第一區、第二區トアルガ、香港マデガ第一區、新嘉坡マデガ第二區トスル、新嘉坡マデハ行ケル、此所カラ香港マデハ幾ラアリマスカト云フト千五百哩バカリ、新嘉坡ト云フト二千七百八十哩ト云フ風ニナッテ居ル、又其外ニ樺太ニモ行ケルシ、又「ニコライウス」ニモ、勘察加ニモ行ケルコトニナッテ居リマス、中ニ近海航路ト云フモノハ廣イ、大抵ハ近海航路デアリマス、サウ云フ風ナコトモ御調ベヲ願ヒタイ、又今ノ噸數等モ同様ノ御調べデアレバ少シ御間違デハナイカ、ドウシテモ客船トスルナラバ一千噸以上、貨物船デアレバ三千噸以上、二千噸位ノモノニハ二十年ヲ經過シテ居ル老朽船モアルカラ、平均ト致シマシテハ三千噸以上ノ船ニ致シタイ……

○砂田委員長 橋本君、只今ハ委員會デスカラ質問ダケサレタイ、協議會ヲ開ク必要ガアルトスレバ、委員長ハ休憩ヲ致シマシテ協議ヲ開クコトモ致シマスカラ、御意見ナラバ別ノ機會ニ於テ述ベラレタイ、先ヅ質問ダケヲ——マダ質問ノ通告ガ大分アリマスカラ、ドウカサウ云フ風ニ願ヒタイ

○橋本喜藏君 私ハ協議會ヲ開ク前提トシテ申上ゲテ置キマス、協議會ヲ開

ク爲ニソレデ一寸申上ゲマスガ、前以テ多少意見モアリ、議論モアルカラドウカ宜シク願ヒマス

○砂田委員長 成ベク簡單ニ質問ノ要點ヲ御述ヲ願ヒタイ、若シ必要ガアレバ協議會ヲ開キマス

○橋本喜造君 私ノ今言ッタコトハ議論ニ近イカモ知レマセヌ、ソレハ協議會ノ時ニ述ベルトシテ、今一ツ斯ウ云フ風ニ無線電信ヲ強制スルト云フコトニナルト「オペレーター」ガ非常ニ要ルガ、亞米利加ニ行クト非常ニヤカマシク船長ガ罰金ヲ科セラレ、拘留セラレテ居ルガ、現在モ「オペレーター」ガナクテ困ッテ居ル、之ヲ適用サレル船舶ハ三百八隻デアルガ、一夜造リノ、問ニ合セノ「オペレーター」デハ不安デ仕方ガナイヤウデアアルガ、ソレヲ伺ヒタイ

○植原政府委員 橋本君ガ近海航路ノ噸數ガ近イモノ、ヤウニ申上ゲタト云フガ、ソレハ多分誤解デアリマセウ、御質問ノ點ハ「オペレーター」ノ問題ハ御説ノ如ク現在ニ於テハ不足シテ居ル、ソレ故ニ斯様ナル法律ヲ作ッテ置キマシテ、應テ船舶所有者ニ對シテモ十分ノ準備ノ餘地ヲ殘シテ置キタイ、又必要ナ「オペレーター」モ其間ニ於テ十分養成シテ——其算定ニ細カイコトモ御必要ナラ申上ゲテ宜イノデアリマス、現在ノ「オペレーター」ノ數ト年々出マス「オペレーター」ノ數ヲ合セテ、先刻申上ゲタ船舶三百八隻デアリマスガ、

之ニ一級、二級ヲ備ヘルコトガ出來ル確信ヲ持ッテ居リマス、決シテ一夜造リノモノデナイ、十分ニ學術ヲ經驗ヲ積ンダ者ヲ問ニ合セル計算ヲ持ッテ居リマス、數字ニ互リマスカラ、若シ必要ナラ表ヲ差上ゲマス、十分ニ調査ヲシテ人員ノコトモ調査ガ備ッテ居リマスカラ、其點ハ御了承ヲ願ヒタイと思ヒマス

○橋本喜造君 「オペレーター」デアリマスガ、一年ノ間ニハ十分出來ルト云フ見込デアルト云フガ、今後ノ者ニ對シテ出來ルカモ知レマセヌ、併シ現在ノ者ガ出來ナクテ將來ノ者ガ出來ルト云ッテモ當テニナラス、ソレカラ「オペレーター」ノ給料ガ安イノデ、十年モ二十モ三十年モスル人ハナイ、百人ノ卒業者ノ中デ本當ニ執務シテ居ル者ハ七十人位デアアル、政府ハ唯百人出タカラ行ケルト云フガ、サウ云フヤウナコトデハ實際困ル、現在デモ足ラヌノデアラカラ現在ノ足ラヌヲドウシテ補フト云フコトヲ御尋シテ、ソレカラ將來ノコトヲ願ヒタイ

○植原政府委員 議論ノ問題デナクシテ事實ノ問題デ申上ゲタイと思フ、實際ノ第一級ノ有資格者ハ八百十二人デアリマス、ソレカラ船舶五百四十一艘ニ實際從事シテ居ル者ガ五百七十人デ、政府ノ調べタ所ニ依レバ八百十二人ノ有資格者一級ノ中デ、現在通信ニ從事シテ居ル者ハ七割一分一厘デアリマシテ、尙ホ二割八分九厘ダケ殘ッテ

居ルト云フコトニナッテ居リマス、二級ノ有資格者六百二十四人アリマシテ、其中現在二百一十一艘ノ船舶並ニ陸上勤務者十人、合計二百二十一人デ、之ガ現在就職シテ居ル者ガ三割五分四厘ニナッテ居リマス、ソレカラ漁船ノ方ニ當リマス有資格者ガ百二人デアリマシテ、漁船デ無線ヲ有シテ居ル十二隻ノ船舶ニ従事シテ居ルノミデ、僅ニ一割一分七厘ダケ就職シテ居ルノミデアリマス、更ニ三級ノ點ヲ申セバ船舶ニ従事シテ居ル者六十七人、陸上勤務ヲシテ居ル者七人、總計デ七十四人デアリマス、ソレデ總數ノ一割二分七厘ダケガ實際ニ従事シテ居ルノミデアリマス、ソレノミナラズ年々可ナリ多數養成サレテ出マスカラ、一年後ニ之ヲ實行スルトシテ、政府ノ調査ニ依ッテ是等ノ數字ニ當儼メレバ、橋本君ノ御論述ニナル點トハ違フ結果ニナリマス、數字上ノコトデアルカラ、五人ガ六人ノ相違ハアリマセウガ、大體ニ於テ確實ナルモノト思ヒマス

○橋本喜造君 私ハ議論ハ拔キニシテ實際ノ話ヲスルト云フコトデアルカラ、喜ンデ居リマシタガ、何ゾ圖ラン實際ト甚ダ遠イコトヲ言ハレタ、實際ハ今日五人ノ「オペレーター」募集ヲ新聞ニ廣告スレバ直グ判リマス、五人ノ「オペレーター」ハアルモノデハナイ、給料ハ七十圓カ八十圓ト致シマシテ、之ニ食料三十圓、特別手當ヲヤレバ百二十

圓位デアアル、普通ニサウシタデハ來ナイカラ、百八十圓、二百圓、二百五十圓ト出シテ居ルノデアリマス、サウ云フ風デ實ニ困ル、ソレモ他ノ船ニ乗ッテ居ルノヲ取ルノデアアル、植原君ノハ机上ノ空論デアアル、植原君ハ議論ガ御好キデ上手デアリマス、簡單ニ御答辯ヲ願ヘルノヲ三倍以上モヤッテ居ル次第デアリマス、併ナガラ結論トシテ政府ニ於テハ十分注意スル、サウ云フコトノナイヤウニスルト云フコトハ能ク判リマシタ、ドウゾ十分ノ調査ヲ願ッテ實際ニ於テ差支ナイヤウニ願ヘレバ結構デアリマス、ドウゾサウ云フ風ニ願ヒマス

○柏田委員 二三點簡單ニ質問致シマスガ、第一ハ此法律ノ適用範圍デアリマス、御承知ノ如ク朝鮮ニハ、朝鮮船舶令ガアリ、關東州ニハ關東州船舶令ガアッテ、各、船舶ヲ規律スル規定ガアリマスガ、本法ハ關東州朝鮮沿岸等ニ適用ガ出來ルノデアリマスガ、此近海航路ノ中ニソレガ含まレテ居リマスガ、第二ノ點ハ船舶ノ内容デアリマス、例ヘバ楊子江ノ沿岸デアリマスガ、是等ニハ日清汽船等ガヤッテ居ルノデアリマシテ、是ハ支那トノ條約ニ依ル所ノ「ライト、オブ、インランド、ナビゲーシヨン」デアッテ、内水航行ノ權デアアル、恐ラク日本ノ内水航行權ト云フモノニ依ッテ規律シテ居ルト思ヒマスガ、遠洋ニモ近海ニモ入ラナイ支那ノ内水航路

ニ従事シテ居ル船舶ハ、此法律ノ規律ヲ受ケルノデアリマスガ、其點ヲ伺ッテ置キマス、第三ノ點デアリマスガ、ソレハ長ラク外國ニ居リマシテ、外國ノ近海航路ニ従事シテ居ル船舶デ、日本ニ三年モ四年モ歸ラナイ、例ヘバ「ブラックシー」沿岸ト云フヤウナ地方ノ外國ノ近海ノミノ航行ヲシテ居ル、例ヘバ鐵山丸ト云フヤウナ船舶ハ、ドウ云フコトニナリマスガ、外國ノ法律ニ依ッテ規律サレマスガ、本法ニ依ッテ規律サレルノデアリマスガ、是等ノ點ヲ伺ッテ置キマス

○植原政府委員 柏田君ノ御尋ニ御答ヘ致シマス、第一ノ御尋ハ朝鮮關東州ニハ特別ノ法律ガアッテ船舶ヲ取締ッテ居ル、ソレニ強制スルカドウカ、斯ウ云フ御話デアリマスガ、朝鮮關東州方面ニノミ居リマシテ、日本ノ内地ニ來ナイ場合ニ於テハ、ソレハ此法律デ強制スルコトハ出來マセヌ、第二ニ御尋ニナリマシタコトモ同一ト思ヒマス、是ハ日本ノ沿岸ニ於テ日本ノ港灣ニ出入スル場合ニ於テ強制スルノデアリマシテ、日本ノ港灣ニ出入シナケレバ強制スルコトハ出來マセヌ、ソレカラ第三ノ御尋ハ外國ノミ航海シテ居ッテ、滅多ニ日本ニ來ナイ船舶ドウカ、斯ウ云フ御尋デゴザイマシタ、外國デモ可ナリ手嚴シク強制致シテ居リマス、佛蘭西モ英國モ強制致シテ居リマスガ、ソレ等ノ國ニ於テハ、ソレニ依ッテ強制サ

レマセウ、日本ノ港灣ニ出入シナイ限リハ、ソレ等モ強制シナイ譯デアリマス、事實ニ於テハ米國モ佛蘭西モ英國モ、日本ヨリハ一層嚴シク強制サレテ居リマスガ、ソレ等ノ國ノ近海沿岸ヲ航行シテ居ル船舶ハ、ソレ等ノ國ニ依ッテ強制サレマシテ、大抵無線ノ裝置ヲ持ッテ居リマセウ、之ガ持ッテ居ラナイデ日本ノ港灣ニ出入スル場合ニ強制サレルモノト御承知ヲ願ヒマス

○志賀委員 今柏田君ノ御質問ニ對シテ政府ノ御答辯ガアリマシタガ、少シ分ラヌコトヲ確メテ置キマス、此法律ニ依ルト云フト、日本船舶即チ日本ノ政府デ許シテ居ル船舶ハ、第一條ノ條件ニ從ッテ全部適用サレルコトデアリマスガ、然ルニ今御話ノ朝鮮支那等ノ内水ノ航路ニハ適用サレナイヤウナ御話デアリマス、併ナガラ第一條ニ依ルト、日本ニ船籍ヲ有スルモノハ全部適用サレルコトニナルノデアリマス、ソレハ如何デスカ、ソレカラ「日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ本法施行地内ノ港ニ出入スルモノニ之ヲ準用ス」ト云フノハ、外國船舶ニ於テモ無線電信ノ裝置ノナイモノガ、日本ノ港ニ這入ッテ來タ場合ニハ適用スル、斯ウ云フコトニナラウト思ヒマスガ、其點ニ付テ明白ナル御答辯ヲ願ヒマス

○植原政府委員 只今私が申上ゲタコトガ言葉ガ足りナカッタカ、柏田君ノ御質問ニ依ッテ私ハ御答ヘシタノデスガ、

朝鮮ヤ關東州ニ船籍ヲ有スル船ハ、朝鮮關東州デ取扱ハレテ居リマス、ソレガ内地ニ來ナイ場合ハ強制サレヌ、日本ノ船舶デアリマシタナラバ、之ヲ強制スルノデアリマス、併シ外國バカリニ居リマシテ日本ニ來ナイ場合ハ、強制スル途ガナイノデアリマスガ、來レバ日本船舶ハ強制サレルコトニナリマス、又外國ノ船デアリマシテモ、此法律ガ出來マシタ以上ハ、日本ノ港灣ニ出入スル場合ニハ此法律デ強制スルト、斯様ニ御承知ヲ願ヒタイ

○柏田委員 今ノ事デ尙一寸伺ヒマスガ、關東州並朝鮮ノ船舶令ガアリマシテ、各其船舶ハ其法律ノ施行サレル範圍ニ於テ出來ルノデアリマスガ、併シ支那楊子江ノ如キ内水航行ヲヤツテ居ル船舶ハ、大抵東京トカ大阪トカ云フ風ナ日本ニ船籍ヲ持ッテ居ル、殆ド全部ハ日本ニ船籍ヲ持ッテ居ルモノガ支那ノ内水ヲ航行シテ居ルノデアリマシマスガ、内水デアリマスカラシテ、此法律ノ適用ヲ受ケナイ、日本船舶ニシテ該法ニ觸レナイト云フコトニナリマスガ、ソレデ宜シウゴザイマスカ

○植原政府委員 假令支那ノ内水ヲ航行シテ居ルモノデモ、日本ニ船籍ガアリマシテモ、是ハ内水ノ特殊ナル規定ガアリマシテ、之ニハ適用サレナイコトニナツテ居リマス

○柏田委員 サウスルト支那ノ内水ハ近海ト云フ文字ノ中ニ入ラナイ譯ニナ

リマスカ
○植原政府委員 ソレハ近海デナクテ平水ト云フノデ除外サレルコトニナツテ居リマス

○森委員 只今ノ柏田君、志賀君ヨリノ御質問ニ對スル御答ニ付テ尙ホ私疑ヲ持チマスノハ、左ノ各號ノ一ニ該當スル日本船舶ハ無線電信ノ施設ナクシテ云々、而シテ臺灣ト香港、新嘉坡間ヲ航海シテ居ル日本船舶若クハ上海ヲ根據ト致シテ上海支那沿岸ヲ航海シテ居ル船舶、是等ガ香港ニ於テ或ハ新嘉坡ニ於テ強制サレル場合ガアルカモ知レナイ、ソレガ強制サレルト否トニ拘ラズ、苟モ日本船舶デアル以上ハ此法律ヲ適用スルコトガ當然デアルト思フ、然ルニ只今ノヤウナ御説明ガ其儘速記録ニ殘ッテ居ルト、甚ダ政府ノ面目ノ爲ニ宜シクナイト思ヒマスカラ、十分御研究ノ上ニ御答ヲ願ヒタイ、能ク御聽キヲ願ッテ置キマス、今一ツハ私此點ニ付テノ御説明ガ確カデナイト思フカラ、一昨日モ御答ヲ求メタノデアリマスガ、一寸前提トシテ私ノ解釋ヲ申上ゲテ御諒解ヲ得テ置キマスガ、左記各號ノ一ノ總噸數二千噸以上ノ船舶デアツテモ、五十人以上ノ人員ヲ搭載シナイ船ニハ之ヲ適用シナイ、私ハサウデナイ、是ハ第一條ノ左ノ「各號ノ一ニ該當スル日本船舶ハ」トアツテ、是ハ明ニ何レノ條件ヲ持ッテ居ッテモ必ズ強制スルノガ原則デアルト云フコトヲ、速記

録ニ政府ノ御答トシテ止メテ置キタイ、ソレカラ最後ニ此法律適用ノ結果ハ、農商務省ノ管轄ニ屬スル事務ノ上ニモ色々ノ影響ガアルト思ヒマスガ、農商務省ノ方ト相當ニ御打合ガ濟ンデ居リマスカドウカ、伺ヒマス

○植原政府委員 第一ノ御尋ハ日本ノ船舶ニシテ、上海若クハ臺灣ニ根據地ヲ置イテ、サウシテ航行シテ居ル船舶ニハドウカ、斯ウ云フ御尋デアッタト思ヒマス、ソレガ沿岸百哩以上ヲ越エテ參リマス、船舶デ二千噸以上ノモノデアリ、五十人以上ノ人員ヲ搭載シテ居ルモノニハ強制スル筈デゴザイマス、ソレカラ第二ノ點、是ハ森君ノ御話ノ通りデゴザイマス、是ハ二千噸以上ノモノデ、特ニ除外サレル場合ニハ回航ノ場合デアルトカ、何トカ非常ナ場合デアリマスガ、原則トシテ二千噸以上ノモノニハ必ズ強制スル、五十人以上ノモノニハ必ズ強制スル、特殊ナ場合ニ於テハ大臣ノ認可ヲ經テ除外スルノデ、回航中デアルトカ、サウ云フ場合ニハ取除カレマスガ、原則トシテハ間違ナク強制スル、其趣意デ申上ゲタコト、御承知ヲ願ヒマス、農商務省ノ關係ノコトハ十分打合ガ附イテ居リマスカラ、其點モ御諒承ヲ願ッテ置キタイ

○森委員 殆ド總テ政府ノ御答辯ハ大體ニ於テ明確ニナリマシタカラ、之ヲ以テ終リヲ告ゲテ宜シイノデアリマス、唯、日本船舶ト云フ四字ニ對スル御

見解ガ、先程志賀君、柏田君ニ御答ニナツタコト、私ニ只今御答ニナツタコトハ確ニ大ナル距離ガアル、併シ只今私ニ御答方ガ本當ダト思フ、兎ニ角日本船舶デアル以上ハ、支那沿岸航海ノ船デアツテ、而シテ日本ニ歸ッテ來ナイニシテモ、之ニハ此法律ハ強制サルベキモノ、左様ニ解釋スベキモノト思ヒマスガ、前ニハ左様ナモノニ之ヲ適用シナイ、併シ向フデ——香港ヤ新嘉坡デ、英國亞米利加佛蘭西等デ強制スルカラ、結局ハ適用シタ結果トナルト云フコトデアッタガサウデナイト思フ、ドウカ明確ニ日本ノ船舶デアツテ、而シテ近海以上ヲ航海スル船ニ對シテハ、強制スルノデアルト云フ御言明ヲ得テ置キタイ

○植原政府委員 只今ノ森君ノ御言葉ノ通りデアリマス、日本船舶デアリマスナラバ、二千噸以上ノモノ、又人員ニ於テ五十人以上ノ者ニ對シテハ強制スル、支那ノ平水ヲ航行シテ居ルモノニハ平水上ノ關係上、強制致サナイ、朝鮮、關東州ニ船舶ヲ有スルモノハ、其處ノ船舶令ニ依ッテ取扱ハレル、是ガ日本ニ來タ場合デナケレバ強制サレナイ、斯様ニ御諒承ヲ願ヒマス

○橋本喜造君 只今ノ政府委員ノ御答辯ヲ伺ッテ少シ承ッテ置キタイノデアリマスガ、此遠洋航路ノ船ハ五千噸以上ノ船舶ハ現ニ強制無線ヲヤツテ居リマス、是ハ外國ニ行ッテ而モ外國ノ政府デ

見解ガ、先程志賀君、柏田君ニ御答ニナツタコト、私ニ只今御答ニナツタコトハ確ニ大ナル距離ガアル、併シ只今私ニ御答方ガ本當ダト思フ、兎ニ角日本船舶デアル以上ハ、支那沿岸航海ノ船デアツテ、而シテ日本ニ歸ッテ來ナイニシテモ、之ニハ此法律ハ強制サルベキモノ、左様ニ解釋スベキモノト思ヒマスガ、前ニハ左様ナモノニ之ヲ適用シナイ、併シ向フデ——香港ヤ新嘉坡デ、英國亞米利加佛蘭西等デ強制スルカラ、結局ハ適用シタ結果トナルト云フコトデアッタガサウデナイト思フ、ドウカ明確ニ日本ノ船舶デアツテ、而シテ近海以上ヲ航海スル船ニ對シテハ、強制スルノデアルト云フ御言明ヲ得テ置キタイ

何等關係ヲセヌト云フヤウナ國ニ居ルモノハ、日本ノ遞信省ハ之ニ無線ヲ据エナケレバナラヌト云フコトヲ強制スルコトハ出來ナイト思ヒマス、總テノ検査ハサウ云フヤウニナリテ居ル、船舶ナラバ船舶ノ検査期限ヲ經過シテサヘモ、日本ニ歸リテ來ナケレバ検査スルコトガ出來ナイ、矢張、無線電信モ亞米利加ノ如キ、英吉利、佛蘭西ノ如キ、斯ウ云フ處ヘ行ケバ向フノ政府ガ干涉スルガ、向フノ政府ガ干涉セザル所ニ於テハ日本政府モ之ニ強制スル必要ハナト思ヒマス、現ニサウ云フ例モアルノデアリマス、ソレデ二千噸以上ノ船ガ香港ヲ中心トシテ、二年モ、三年モ歸リテ來ナイトキハ、日本政府ハ之ニ強制スルコトハ出來ナイト思ヒマスガ、其邊ノ事ハドウデアリマスカ

○植原政府委員 此法律ノ原則ト致シマシテハ日本ノ船舶デアル以上ハ、先刻森君ニ御答致シタ通り、二千噸以上ノモノデアリ、五十人以上載セテ居ルモノデアリマスレバ、之ヲ強制セラルルノデアアル、併ナガラ事實日本ニ歸リテ參ラナイ場合ニハ其途ガナイノデアアルカラ出來ナイデ居ルダケデ、原則トシテハ強制スル、斯ウ云フ事ヲ御承知ヲ願フテ置キタイノデアリマス

○橋本喜造君 十年歸リテ來ナケレバ十年間ヤラナイノデスナ

○植原政府委員 ヤリ得ナイノデアリマス

○砂田委員長 十二時ニ達シマシタカラ休憩致シマスガ、一寸休憩前ニ政府委員ニ要求致シテ置キタイ、大正十三年中ニ遭難シタル船舶ノ數、其噸數、及其遭難シタル船舶ニ無線電信ノ裝置ノアリタルモノト、此表ヲ一ツ委員ニ御示シテ願ヒタイ、午後ハ一時カラ二時マデノ間休憩ヲシテ其間ニ速記ヲ省キマシテ、政府ト今少シ懇談ヲシテ詳シク聽キタイト思ヒマス、ソレカラ午後二時カラ日本無線電信株式會社法ノ委員會ニ移リタイト思ヒマス

○森委員 日本無線電信株式會社ノ方ハ一日始メテ上程サレタノデ、無論一日ノ間ヲ置イテ居リマスケレドモ、私少シ研究シテ質問應答ヲ重ネテ見タイト思ヒマスカラ……

○砂田委員長 今日ダケデハ打切りマセヌ、續イテヤリマス、今日質問ノ通告ガアリマスカラ、ソレダケデモ濟マシタイト思ヒマス——ソレデヤ休憩致シマス

午後零時十一分休憩

午後二時十九分開議

○砂田委員長 ソレデハ午前ニ引續キマシテ會議ヲ開キマス、午前中ヲ以テ船舶無線電信施設法ノ質問ガ終リマシタカラ、是ハ明日ノ十一時カラ委員會ヲ開キマシテ、委員會決議ヲ終了シテ、明日ノ本會議ニ掛ケタイト思ヒマス、只今ヨリ日本無線電信株式會社法案ノ

委員會ヲ開キマス、先例ニ據リマシテ政府ノ説明ヲ求メテ、質疑ニ移ルコトニ致シマス

○犬養國務大臣 是ハ既ニ刷物ヲ差上ゲテ置キマシタガ、御承知ノ通り、是ハ長イ間ノ問題デアッテ、ドウシテモ相當ノ數ハ日本デ持ッテ居ナケレバナラヌト云フ考ヘカラ、政府デ久シク苦心シテ居リマシタガ、奈何セン財政ノ關係カラ急ニ新設備ヲ爲スト云フ金ノ出様ガナイ、ソレデ長イ間苦シンダ、併ナガラ一方ニハドウウカト云フト、此書類ニモアル通りニ、數ニ限りガアルノデ、早ク此設備ヲシテ、日本デ持ッテ居ルダケハ取ッテ置カウ、此機會ヲ一タビ失フト、非常ニ面倒ナモノニナッテ再ビ得ラレナイコトニナル、現ニ五大國ナドハ大分多クノ持分ヲ持ッテ居リマスガ、餘リアル二十三ト云フモノヲ五大國以外ニソレト分ケルト云フノデアアルカラ、之ガ段々推移ツテ行キマス、露西亞モ默ッテ居ル氣遣ヒハナイ、獨逸モ默ッテ居ル氣遣ヒハナイ、其他ノ國モ默ッテ居ル氣遣ヒハナイ、非常ニ争ヒノ激シイ問題デアル、ソレ故ニ成ベク早く打立テ、現實ニ成立ッテ居ルト云フコトガ即チ權利ヲ生ジテ來ル譯デアアルカラ、ドンナコトヲ差措イテモ之ヲ造ラナケレバナラヌ、斯ウ決定致シマシタガ、一方ニハ財政ノ困難ト云フノデ仕方ガナイカラ、民間ニヤラセヤウ、借テ民間ニヤラストシタ所ガ、逆モ急ニ利益ノ

上ル問題デナイ、是ハ前途長イ先キデハ望ミノアル事業デアアルガ、中ニ利益ハ上ラヌ、ソレ故ニ初メノ計畫ハ八朱ノ補給ト云フ計畫ヲ立テ、見タガ、八朱ニシテモ政府ハ出シテ行クコトガ困難デアアル、ソレナラ年ヲ延ベタラト云フコトモアルガ、年ヲ延ベルト云フト、ソレガ日本ニ得ラレナイコトニナリハセンカト云フ心配モアリマス、デ此案ヲ立テマシタノハ、御承知ノ通り對米第二局、歐洲局、極東南洋局、之ヲ拵ヘサセル、ソレヲ拵ヘサセルノニモ、八朱ノ補給ヲ與ヘラレナイカラ、今政府ガ現ニ運用シテ相當利益ヲ得テ居ルモノヲ打込ンデ行ク、之ヲ打込ンデ計算シテモ、新ニ資本ヲ注込ンデ行ッテモ當分八朱ニ達スル見込ガナイ、ソコデ十年間ハ政府ノ持株ノ方ニハ配當ヲシナイ、斯ウ云フコトデヤッテ行ク、併ナガラ十年以內ト雖モ八朱以上ノ利益ヲ擧ゲタトキニハ之ヲ取ル、ソレカラ十年ヲ過ギテ後一割二分以上トナッタトキニハ政府ハ報効金ヲ出サセル、其他政府ノ干涉スル箇條ガ大分アリマス、サウ云フモノデ之ヲ成立タセヤウト云フノガ此案デアリマス、要スルニ事ハ國際權力ノ一問題デアッテ、之ヲ得ルト得ナイトデハ、帝國トシテ重大ナル問題デアリマスカラ、何デモ早ク間ニ合フヤウニ設立スル必要ガアル、ソレニハ官タルト民タルト問ハズ、何デモ帝國ニ是ダケノモノヲ取ッテ置クト云フ

コトカラ、急イデ設備ヲシヤウト云フ
ノガ本案ノ目的デアリマス、ドウカ御
審議ノ上御協賛ヲ願ヒマス、細カイ專
門ニ屬スルコトニ付テハ、幸ヒ専門家
ガ參ッテ居リマスカラ、十分ニ説明スル
コトニ致シマス

○砂田委員長 一寸御協議致シマス
ガ、此際無線電信ノ大體ノ概念ヲ得ル
爲ニ、逕信省ノ工務課長ガ出席致シテ
居リマスカラ、大體ノ説明ヲ聽イテカ
ラ質問シタ方ガ却テ便利ト思ヒマスガ
如何デスカ

「結構デス」ト呼フ者アリ」

○砂田委員長 ソレデハ工務課長ノ説
明ヲ求ムルコトニ致シマス

○稻田逕信技師 大體ノ無線ノ御話ヲ
致シマシテ、ソレカラ電波長ノコトマ
デ御説明申上ゲマス、皆様御承知ノ通
リ、無線ハ「マルコニ」ガ明治三十一年
年デゴザイマシタカニ發明シマシテ、
其後非常ナル發達ヲシマシタ、特ニ日
露戰爭ノ時ニ軍事上ニ使ヒマシテ、日
本トシマシテハ非常ナ發達ヲ遂ゲマ
シタ、最近ニ於テ歐羅巴戰爭ハ科學戰
デアリマシタト同時ニ、無線ノ威力ヲ
十分ニ發揮シタノデアリマス、特ニ歐
羅巴戰爭ノ間ニ、歐米間ヲ繋イデ居リ
マシタ海底線ハ、開戦後直ニ切斷サレ
日本ノ青島線モ矢張戰爭中不通ニナリ
マシタ、斯ウ云フ風ニ海底線ハ戰爭ガ
アリマスト直ニ不通ニナルヤウナ關係
ガアリマス、無線ハサウ云フ點ニナリ

マス、空中ヲ使用シテ居リマスノデ、
線ト云フモノガナイカラ、サウ云フ影
響ハナイ譯デアリマス、デ歐洲戰爭前
ニハ海底線ガ非常ニ有力ナルモノデア
リ、又海底線ハ武器ト認メラレ、各國ト
モ此點ニ於テハ非常ニ重要ナモノトサ
レタノデアリマス、現在デモ海底線ノ
必要ナルコトハ各國トモ認メテ居リマ
シテ、ドシ、敷設ハシテ居リマスガ、
尙一層便利ナコトハ無線ノ方ガ便利デ
アリマス、又建設費モ距離ノ非常ニ遠
イ場合ニハ、遙ニ無線ノ方ガ安ウゴザ
イマスシ、維持費モ無線ノ方ガ安ク行
キマスカラ、自然各國トモ無線ヲ造ラウ
ト云フ傾向ニ進ミツ、アルノデアリマス、
勿論歐洲戰爭前ニモ英國ハ「インペリ
アルスキール」トシテ、英國ト各植民地ヲ
無線デ繋グ計畫ヲ立テ、第一「カイロ」
ニ局ヲ置キ「カイロ」ノ中繼ニ依ッテ印度、
濠洲、及海峽植民地邊リノ重要ナ地點
ヲ繋ガウト云フ方策ニ出マシテ、サウ
シテ「マルコニ」會社ト或ル契約ヲ致
シタノデアリマス、サウシテソレノ第
一步トシマシテ「カイロ」ニ局ヲ建テマ
シタノデアリマス、其後戰爭ハ出來ル、
又亞米利加トシマシテモ、英國ノ無線
政策ニ對シテ、矢張自分ノ方モ植民地
ヲ繋ガウト云フ考ヲ持チマシテ、華盛
頓カラ太平洋沿岸及「グアム」「キヤビ
テ」等ノ太平洋ニ散在シテ居リマス米
國ノ屬領地ヲ皆無線デ繋イデ居リマ
ス、英米トモサウ云フヤウナ風デ、無線

政策ヲドシ、遂行シテ行キマシタ結
果、佛蘭西モ默ッテ居ル譯ニ行キマセヌ
ノデ、佛蘭西モ極ク最近ニナリマシテ、
歐洲戰爭以後ニ矢張佛蘭西ハ佛蘭西ノ
植民地ヲ繋グベク、無線網ヲ造リ出シ
タノデアリマス、戰爭中ニ佛蘭西及ビ
獨逸邊リデハ、自國ノ海底線權ヲ持ッテ
居ナイガ爲ニ、非常ナ打撃ヲ商業上及
ビ色々ノ點ニ受ケマシタノデアリマ
ス、其苦痛ヲ出來ルダケ能率好ク直シ
テ、出來ルダケサウ云フ苦痛カラ脱シ
ヤウト云フ爲ニハ、無線電信ヲ造ッテ、
サウシテソレニ依ッテ各植民地及ビ外
國トノ連絡ヲ取ルノガ一番安全デア
ルカラシテ、サウ云フ方針ニ進マウト云
フノデ、佛蘭西モ可ナリ戰後ノ財政ノ
苦シイノニモ拘ラズ、御手許ニ差上ゲ
テアリマス圖面ニモ出テ居リマスヤウ
ニ、植民地ヲ繋イデ居リマス譯デアリ
マス、サウ云フヤウナ工合デ、世界ノ各
列強ガ皆一日モ早く有數ナル位置ヲ無
線デ得ヤウト云フヤウナ風ニ進ンデ居
リマシテ、今現在其政策ヲドシ、進
メツ、アリマスノデゴザイマス、現ニ
其一ツトシマシテ、東洋ニ置イテアリ
マス西貢局ハ、印度支那ノ佛領ニア
リマス西貢局ハ、其結果トシテ出來マ
シテ今盛ニ働キヲ爲シツ、アルノデア
リマス、各國トモサウ云フヤウナ風デ、
無線ノ計畫ヲドシ、進メテ、ソレニ
伴ヒマシテ澤山ノ無線局ガ出來マス、
ソレニ使フベキ電波長ト云フヤウナモ

ノガ、之ガ餘リ澤山ノ電波長ガナイ爲
ニ、所調電波長獲得問題ガ出テ參ッタノ
デアリマス、海底線ノ優勢ナ時代ニ於
キマシテハ、海底線ノ陸揚ト云フコト
ハ非常ニ大キイ問題デアリマシテ、海
底線ノ陸揚權ヲ得レバ、自分ノ本國ノ
延長トマデ見ラル、位ニ皆重要視シテ
居リマス結果、各國トモ陸揚權ニ付テ
ハ非常ニ攻究ヲシマシテ、可ナリ他國
ニ陸揚ヲスルト云フコトニ於キマシテ
許可ノ條件ヲ得ルト云フコトガ、中ミ
列國間ニ大キイ問題デアリマス、ソレ
デスカラシテ、海底線ヲ外國ニ自由ニ
敷イテ行クト云フコトハ、サウ云フ點
カラモ苦シイ點デアリマス、其上ニ海
底線ハ御承知ノ通り、英國ガ初メテ太
西洋ニ海底線ヲ敷キマシテ以來、殆ド
海底線ハ英國ノ專有物ト言ッテ宜イヤ
ウナ風デアリマシテ、世界ニ在リマス
非常ニ澤山ノ海底線ハ、殆ド全部英國
ノ會社ガ造ッテ、英國ガ供給シタト云フ
ヤウナ風デアリマスシ、又世界海底線
ノ大部分ハ、殆ド英國系ノモノニナッテ
居リマスカラシテ、其處ヘ割込ンデ行
クト云フコトハ餘程ムヅカシイ問題デ
アリマス、ソレデスカラシテ、自然此無
線ニ力ヲ注グ、特ニ佛蘭西邊リハ海底
線ノ製造會社ヲ持ッテ居リマセヌ、米國
モ製造會社ヲ持ッテ居リマセヌ、獨逸ニ
ハ戰前ニサウ云フ點ニ於テ考ヲ及ボシ
テ居リマシテ、獨逸自分自身ニ海底線
ノ會社ヲ持ッテ居リマシテ、其處デ造ッ

果、佛蘭西モ默ッテ居ル譯ニ行キマセヌ
ノデ、佛蘭西モ極ク最近ニナリマシテ、
歐洲戰爭以後ニ矢張佛蘭西ハ佛蘭西ノ
植民地ヲ繋グベク、無線網ヲ造リ出シ
タノデアリマス、戰爭中ニ佛蘭西及ビ
獨逸邊リデハ、自國ノ海底線權ヲ持ッテ
居ナイガ爲ニ、非常ナ打撃ヲ商業上及
ビ色々ノ點ニ受ケマシタノデアリマ
ス、其苦痛ヲ出來ルダケ能率好ク直シ
テ、出來ルダケサウ云フ苦痛カラ脱シ
ヤウト云フ爲ニハ、無線電信ヲ造ッテ、
サウシテソレニ依ッテ各植民地及ビ外
國トノ連絡ヲ取ルノガ一番安全デア
ルカラシテ、サウ云フ方針ニ進マウト云
フノデ、佛蘭西モ可ナリ戰後ノ財政ノ
苦シイノニモ拘ラズ、御手許ニ差上ゲ
テアリマス圖面ニモ出テ居リマスヤウ
ニ、植民地ヲ繋イデ居リマス譯デアリ
マス、サウ云フヤウナ工合デ、世界ノ各
列強ガ皆一日モ早く有數ナル位置ヲ無
線デ得ヤウト云フヤウナ風ニ進ンデ居
リマシテ、今現在其政策ヲドシ、進
メツ、アリマスノデゴザイマス、現ニ
其一ツトシマシテ、東洋ニ置イテアリ
マス西貢局ハ、印度支那ノ佛領ニア
リマス西貢局ハ、其結果トシテ出來マ
シテ今盛ニ働キヲ爲シツ、アルノデア
リマス、各國トモサウ云フヤウナ風デ、
無線ノ計畫ヲドシ、進メテ、ソレニ
伴ヒマシテ澤山ノ無線局ガ出來マス、
ソレニ使フベキ電波長ト云フヤウナモ

ノガ、之ガ餘リ澤山ノ電波長ガナイ爲
ニ、所調電波長獲得問題ガ出テ參ッタノ
デアリマス、海底線ノ優勢ナ時代ニ於
キマシテハ、海底線ノ陸揚ト云フコト
ハ非常ニ大キイ問題デアリマシテ、海
底線ノ陸揚權ヲ得レバ、自分ノ本國ノ
延長トマデ見ラル、位ニ皆重要視シテ
居リマス結果、各國トモ陸揚權ニ付テ
ハ非常ニ攻究ヲシマシテ、可ナリ他國
ニ陸揚ヲスルト云フコトニ於キマシテ
許可ノ條件ヲ得ルト云フコトガ、中ミ
列國間ニ大キイ問題デアリマス、ソレ
デスカラシテ、海底線ヲ外國ニ自由ニ
敷イテ行クト云フコトハ、サウ云フ點
カラモ苦シイ點デアリマス、其上ニ海
底線ハ御承知ノ通り、英國ガ初メテ太
西洋ニ海底線ヲ敷キマシテ以來、殆ド
海底線ハ英國ノ專有物ト言ッテ宜イヤ
ウナ風デアリマシテ、世界ニ在リマス
非常ニ澤山ノ海底線ハ、殆ド全部英國
ノ會社ガ造ッテ、英國ガ供給シタト云フ
ヤウナ風デアリマスシ、又世界海底線
ノ大部分ハ、殆ド英國系ノモノニナッテ
居リマスカラシテ、其處ヘ割込ンデ行
クト云フコトハ餘程ムヅカシイ問題デ
アリマス、ソレデスカラシテ、自然此無
線ニ力ヲ注グ、特ニ佛蘭西邊リハ海底
線ノ製造會社ヲ持ッテ居リマセヌ、米國
モ製造會社ヲ持ッテ居リマセヌ、獨逸ニ
ハ戰前ニサウ云フ點ニ於テ考ヲ及ボシ
テ居リマシテ、獨逸自分自身ニ海底線
ノ會社ヲ持ッテ居リマシテ、其處デ造ッ

タ海底線デ、青島ヘ行ッテ居リマス線邊
リハ、自分ノ手デ敷イテ居ッタノデアリ
マスガ、サウ云フヤウナ風デ、自國ニ其
製造ヲスル能力ヲ持ッテ居ラス所ハ、ド
ウシテモ無線ニ依ルノガ有利デアリマ
スルカラシテ、自然無線ノ方ヘ進ム、我
國モ一部分ノ海底線ヲ或ル會社ガ造ッ
テ居リマスガ、マダ英國ニ張合ッテマデ
造ッテ行ク狀態ニナッテ居リマセヌ、サ
ウシテ特ニ日本ノ如ク非常ニ大キイ海
ヲ隔ッテ、各國ト連絡ヲ取リマス爲ニ
ハ、海底線デハ非常ナ資源ヲ要スルノ
デアリマスカラシテ、無線デ連絡ヲ取
ルト云フコトニ進ムト云フコトハ、是
亦無理カラヌコトデアラウト思フノデ
アリマス、戰爭前ニ於キマシテハ、大電
力「ステーション」ト言ヒマシテモ「ナ
ウエン」デアリマス、英國ニ二三ア
リマス、或ハ亞米利加ノ太平洋岸ニア
リマシタ數ハ四ツ五ツアリマシタガ、
戰爭中及ビ戰爭後ニ於テ出來ツ、アル
局ハ可ナリ大キイ數デアリマスノデゴ
ザイマス、ソレデ波長ノ問題ガ何故起
ルカト申シマス、澤山ノ局ガ同ジヤ
ウナ波長デ同時ニ通信ヲ致シマス、ト云
フト、ソレガ兩方混線ヲスルヤウナ狀
況ニナリマシテ、通信ガ出來ナイノデ
アリマス、丁度此部屋デ皆様ガ同時ニ
御話ニナリマス、皆様ノ御話ニナル
言葉ガ、皆其處デ混線ヲシテ、誰ガ何ヲ
御話ニナッテ居ルカト云フコトガ分ラ
ヌト同ジヤウニ、矢張同一波長デ以テ

同時ニ世界ガ通信ヲヤッテ居リマスル
ト云フト、相互ニ混線ヲ來スヤウナ風
ニナリマシテ、通信ガ十分ニ行キマセ
ヌデゴザイマス、其結果波長ヲ別ケル
ト云フコトノ必要ガ起ルノデアリマ
ス、ソレハ八千米突以上ノ大キイ波長
ニナリマスルト云フト、世界ノ各所ニ
行クヤウナ大キイ「ステーション」デア
リマスルト、一ツノ波長ヲ世界中デ持
タセルト云フヤウナ風ニシテ置キマセ
ヌト、若シ一萬五千米突デ外ノ局ガ矢
張通信ヲシテ居ルトキニ、又外ノ局ガ
一萬五千米突デアリマス、ト云フト、ソ
レガ相互ニカチ合ヒマシテ聞エナクナ
リマスカラシテ、原則トシマシテハ八
千米突以上ノ大キイ波長ニハ、世界中
ニ同ジ波長ハ一ツヨリ許サヌト云フ方
針デ進マウト云フコトヲ、世界ノ各國
ガ申合セテ居ルノデアリマス、ソレ以
下ノモノニナリマスルト——八千米突
以下ノモノデアリマスルト、或ル波長
ノ間ハ世界ニ三箇所位同時ニ同ジモノ
ガアツテモ宜シイ、又ハ其以下ノモノデ
アリマスレバ、世界中六箇所同時ニ同
ジヤウナ波長ヲ以テシテモ宜シイ、ソレ
ハ通達距離ガ非常ニ短カウゴザイマス
ト、ソレニ使ヒマス力ガ矢張大キナモ
ノデナクテ宜シウゴザイマスカラシ
テ、波長ハ短イモノハ世界デ六箇所使
ヒマシテモ、其以上ニ波長ガ參リマセ
ヌカラシテ短イ波長ハ幾ツアツテモ宜
イ譯デアリマス、ソレデスカラ今ノ船

舶邊リガ海岸局ト通信シテ居リマスノ
ハ、極ク近距離ノモノデアリマスカラ、
主ニ六百米突、三百米突ト云フヤウナ
世界的ニ決メタ波長デ通信ヲシテ居リ
マスガ、斯ウ云フ固定シタ局ハ、主ニ相
當ノ距離ノ通信ヲヤル無線局デアリマ
スカラシテ、波長ノ制限ヲ受ケルコト
ガヤカマシクナッテ參ルノデアリマス、
ソレデ此波長ノ制限及ビ無線ノ總テノ
規則、總テノモノヲ規則正シクヤッテ行
クガ爲ニ、無線電信會議ト云フモノガ
アリマシテ、其處デ色々決メテ居リマ
スガ、大戰爭中ニハサウ云フ會議ヲ開
クコトハ出來マセズ、各國トモニ非常
ニ此無線ノ通信デ弱リマシタカラ、戰
争後ニ於テ世界ノ無線ヲ如何ニシタナ
ラバ宜イカト云フヤウナコトニ付テ、
戰爭中ニ巴里デ極ク非公式ナ會議ガア
リマシテ、其處デ大體ノ一ツノ草案ノ
ヤウナモノガ出來テ參リマシタ、其後
ソレニ依リマシテ又華盛頓デ三年許リ
前ニ會議ヲ致シマシテ、其華盛頓會議
デ電波長ノ問題ガ非常ニ普及シテ參リ
マシタ、昨日モ大臣閣下カラ御話ノ如
クニ、五大國ガ其華盛頓會議デ色々申
合セタ所ニ依ルト、英國ハ三十七、米國
ハ三十五、佛蘭西ガ十五、日本ガ十四、
伊太利ガ十ト云フヤウナ風デ、五大國
デ百十一ノ波長ヲ八千米突以上ニ於テ
取ルヤウナ風ノ話ヲシ合ッタノデアリ
マス、八千米突以上ノ波長トシテ幾ツ
アルカト申セバ、八千米突デ三萬米突マ

デ行キマス、百三十四デアル、或ハド
ウ云フヤウナ風ニシテ波長ヲ分ケルカ
ト云ヘバ、大體機械ニ依ルコトデアリ
マスカラ、廻轉數アタリノ差ガドウシ
テモ起リマスカラシテ、波長ノ左右ニ
五厘宛ノ餘地ヲ作リマシテ、波長帶ヲ
一「パーセント」ノ幅ダケニシテ、波長
ヲ分ケルヤウニシテ居ルノデアリマス、
是モ四、五年年前ノ今ノ如クニ發達シ
テ居ラヌ頃デゴザイマス、二分三分
位デ宜イト云フヤウナ說モアリマシ
タガ、餘リ幅ヲ廣ク取リマス、波長ノ
數ガ非常ニ減リマスカラシテ、出來ル
ダケ幅ヲ狭クスルト云フコトデ、今ノ
所デハ一分ノ幅ヲ持タセルコトニナッ
テ居リマス、ソレデ一番能率ノ好イ所
ハ、一萬米突カラ二萬米突デアリマス
ガ、其間デアルト六百四十一ノ波長ガ
アルノデアリマス、ソレヲ一萬米突ノ
一分デアアルカラ、百米突ノ波長帶ヲ持
チ二萬米突ノ所ハ二萬米突ノ一厘、二
百米突ト云フコトニナリマスカラ、百
米突ト二百米突ノ平均ヲ取ルト百五十
米突ニナル、百五十米突デ一萬米突ヲ
割ルト六十幾ツニナリマス、ソレハ平
均デアリマスカラ、六十六ニナリマス
ガ、是ハ幅ガ狭イ所ト幅ノ波長ノ長イ
所ニ行ク程一分ノ幅ガ長クナリマスカ
ラ、實際ニ於テハ一萬カラ二萬ノ間デ
ハ六十四ニナリマス、其六十四ノ中デ、
今現在各國デ使ッテ居ルノハ四十幾ツ
アリマシテ、他ノモノガ二十四、五アル

ト云フ狀況デゴザイマス、ソレデ何故
早クヤラナケレバナラヌカト申スト、
今申シタヤウニ能率ノ好イモノヲ取ラ
ナイト、能率ガ非常ニ惡イト經費モ掛
カルシ、電報ヲ捌ケル上ニ於テモ十分
デナイ譯デアリマスカラ、ソレカラ又
機械的ノ關係モアリマシテ、出來ルダ
ケ能率ノ好イ丁度手頃ノモノヲ各國ガ
獎勵シテ居リマスカ、特ニ一萬カラ二
萬ノ間ノモノガ非常ニ能ク使ハレテ居
ルヤウナ狀況デアリマス、ソレカラ各
國ガ出來ルダケ早ク自分ノ要スルダケ
ノ數ヲ、丁度好イ波長デ造ラウト云フ
ヤウナ方針デ進ンデ居リマス結果、波
長帶ヲ獲得スルト云フヤウナ問題ガ起
リマシテ、各國トモ優良ナ波長ヲ取ル
ヤウニ進メツ、アルノデアリマス、ソ
レデ歐羅巴カラ今デモ能ク通信ヲ日本
デモ受ケテ居リマスカ、「ナウエン」カ
ラ一萬五千米突デ送ッテ來テ居ルト、東
洋ニハ西貢「マテバル」ト云フ大キナ局
ガアリマスカ、其處カラ矢張一萬五千
ニ近イヤウナ波長ヲ送ッテ居リマス、サ
ウスルト日本デ獨逸カラノ通信ヲ受ケ
ヤウト思ッテモ受ケルコトガ出來ナイ
ノデアリマス、近來遞信省デ無線電信
ヲ「ナウエン」局カラ受ケテ居リマス
ガ、今デモ波長ノ關係デ受ケルコトガ
出來ナイヤウナ場合ガアリマス、其通
信ヲ受ケヤウト思ッテモ丁度「マテバ
ル」西貢ノ波長ニ非常ニ近イノデ、受ケ
ルコトガ出來ナイノデ、變ッタ波長ヲ出

シテ貰フト云フヤウナコトヲ致シマシ
タ、是ハ假ノ設備デアリマシタガ、大體
ニ於テ今ノ世界ノ傾向ガ發電機ヲ主ニ
使ッテ居リマス、此發電機ハ電燈ノ發電
機ト同ジデ、廻轉數ハ決マッテ居リマス
カラ、其廻轉ヲ變更スルコトハムツカ
シイ問題デアリマスカラ、波長ノ變更
ト云フヤウナコトハ、別ノ方法ヲ用ヒ
ナケレバ出來ナイノデアリマスカラ、
大キイ無線局ハ自分ノ決マッタ波以外
ニハ、外ノ波ヲ出サヌコトニナッテ居リ
マス、又外ノ波ヲ使ヘバ相手ノ方デモ
ソレヲ受ケルコトガ出來ナクナルシ、
又決マッタ波長ヨリ餘計ニ開キガアル
ト、受信スル方デモ受信スルコトガ出來
ナクナリマスカラシテ、決マッタ波長ノ
範圍ノ中デ決マッタ波長ヲ正確ニ送ル
ト云フコトニナッテ居リマス、日本トシ
テモ其所ニ在リマスカヤウナ各「ステ
ーション」ニ向ッテ、一樣ナル優良ナル波
長ヲ成ベク早ク得タイト云フコトデ、
此法案ヲ提出シタヤウナ譯デアリマ
ス、大體波長ノ關係ハ今申上ゲタヤウ
ナ風デゴザイマスカ、マダ御分リニナ
ラヌコトガアリマシタラ、ドウゾ……
○砂田委員長 通告順デ質問ヲ許スコ
トニ致シマス
○柏田委員 只今ノ御話ノ中ニ能ク
「キロワット」ト云フ言葉ヲ御使デアリ
マスカ「キロワット」ト波長トドウ云フ
關係ガリアマスカ、例ヘバ六十「キロワ
ット」百二十「キロワット」ノモノヲ「フエ

デラル」ナラ「フエデラル」ガ拵ヘル、例
ヘバソレニ正比例シテ波長ガ長クナリ
マスカ、ソコノ關係ハ分リマスカ
○稻田遞信技師 波長ハ大體ニ於キマ
シテ通信ヲ送ラウト云フ通信距離ニ依
ツテ定マル譯デゴザイマシテ、大略「キ
ロメートル」ニ依リマシテ、例ヘバ此處
デ是カラ四千「キロメートル」ノ處ニ通
信ヲシヤウト致シマスト、四千「キロメ
ーター」ニ三ヲ乗ジマスト一萬二千ニ
ナリマスカ、四千「キロメートル」位デ
アリマスト、先ヅ一萬二千「メートル」
位ノ波長ヲ使フヤウニシタイト云フノ
ガ、此前ノ巴里會議デ行ッテ居リマス
ガ、非常ニ遠イ距離ニナリマスト、成ベ
ク波長ハ長イモノヲ使ヒマセスト、向
フヘ到達シマスカ力ガ減リマス、ソレハ
何故カト云フト、日中ノ間日光ガ出テ
居リマスト、矢張電波ガ日光ノ爲ニ吸
收セラレマスカ、又ハ屈折トカ何トカ
云フヤウナ色々ノ問題ガ起リマスカ
ラ、成ベク遠距離ニハ長イ波長ヲ使フ
ヤウニナッテ居リマス、ソレカラ此力ノ
話ハ「キロワット」ハ矢張電力ノ大キサ
ヲ示シテ居リマス、成ベク大キイ距離
ノモノヲヤリマスニハ、矢張力ノ大キ
イモノヲ使ヒマセストイケマセヌノデ
アリマシテ、今現在「ボルドー」モ、ソレ
カラ巴里ノ中央局アタリモ、皆五百「キ
ロワット」ノ發電機ヲ使ッテ居リマス、大
體ニ於キマシテ遠距離通信ハ是位ナ五
百「キロ」以上ノモノヲ使フヤウニナラ

ウカト思フノデアリマス、「ナウエン」
アタリニハ初ノ頃ハ塔ノ高サガ低ウゴ
ザイマシタカラ、到達距離ガ割合ニ短
ウゴザイマシタガ、最近「ナウエン」ハ
四遍バカリニ色々塔ノ高サヲ變ヘマシ
テ、非常ニ高イ塔ヲ今使ッテ居リマス
ガ、高イ塔ニシテ成ベク大キイ電力ヲ
使フヤウニシマセスト、到達距離ガ違
マスノデ、世界的ノ時ニハ五百「キロ」
位ノモノヲ使フヤウナ風ニ向ヒツ、ア
リマス、小サイ距離ニナリマスト或ハ
二百「キロ」デアルトカ、或ハ三百「キ
ロ」デアルトカ云フヤウナ風ニシテ居
リマス、現ニ原ノ町デ布哇ヘ通信シテ
居リマスノハ、四百「キロ」ノモノヲ使
テ居リマス
○柏田委員 先ヅ第一ニ大臣ニ御伺ヒ
シタイノデアリマスカ、本法ヲ以テ會
社ヲ設立スル、其會社ヲ以テ無線電信
ノ會社ヲ總テ御統一ニナルト云フ御見
込デアリマスカ、詰リ其會社デ日本全
體或ハ日本人ノ經營スル會社ハ、全部
此會社ヲ以テ統一シテ、外ニ自由ニ設
立等ヲ許サナイト云フ御見込デアリマ
スカ、ドウデアリマスカ
○犬養國務大臣 全部デハアリマセ
ヌ、茲ニ掲ゲテアリマス四箇所、新ニ造
ルモノ三ツ、ソレカラ磐城無線、ソレデ
ヤラスコトニナッテ居リマス、ソレデ此
數ニ從ヒマシテマダ局ハ増スカモ知レ
マセヌ
○柏田委員 第二條ノ第一號ニ「外國

ニ於ケル無線電信事業及無線電話事業
ノ經營「トナツテ居リマスガ、是ハドウ
云フ意味デアリマスカ、外國ニ於テ日
本人ガ經營シテ居ルヤウナ無電事業ヲ
モ、併セテ此法律ヲ以テ御支配ニナル
ト云フデアリマスカ

○犬養國務大臣 サウデス

○柏田委員 ソレヲ前提ト致シマシ
テ、私ハ御伺致シタイノデアリマスガ、
實ハ外務當局ニ御出ラ願フタノハ其點
デアリマス、千九百十八年ノ三月五日
デアリマス、三井ト支那ノ海軍部劉冠
雄トノ間ニ、支那ニ於テ無線電信ヲ經
營スルト云フコトニ付テ一種ノ契約ガ
成立シタ、確カ五十三萬何千磅カノ資
金ヲ三井ノ方カラ出シテ、ソレデ以テ
經營スルト云フコトニナツテ居タヤウ
デアリマス、其後亞米利加カラハ「フエ
デラル」會社ガ口ヲ入レテ來マシテ、其
三井トノ經營ハ華盛頓會議ノ結果ニ依
ツテ無効トナルベキモノデアアル、機
均等主義ニ反スルカラ、ソレハ解約ヲ
シテシマツテ、新ニ華盛頓會議ノ條約ニ
基イテ「スタート」スベキモノデアアル
云フ抗議ガ出タヤウニ思フテ思リマス、
之ガ北京ニ居リマス日本外務當局ト、
日本政府ノ間ニ往復ガアリマシテ、今
日ハ其經過ガドウ云フ點ニマデナツテ
居ルカ、其經過竝ニ現狀等ニ付テ御伺
シタイノデアリマス、同時ニ矢張關係
ヲ持ツテ居リマスノハ、英國ノ「マルコ
ニ」會社、更ニ又進ンデハ元ノ丁抹ノ

「グレートノーズン」等モ海底電線デ
ハアリマスケレドモ、矢張一種ノ特權
ヲ持ツテ居ル會社デアリマシテ、恐ラク
是等モ亦何等カノ方法デ、日本ガ支那
ニ於テ無電會社ヲ經營スル場合ニ、抗
議カ或ハ注意ヲシテ來ルダラウト思ヒ
マス、今日ノ所支那ニ於テ無電ヲ經營
スルト云フコトハ、所謂一國ノ勢力
ヲ其處ニ植付ケルコトデアリマスカ
ラ、各國ガ非常ニ競ウテ之ヲヤツテ居ル
ヤウデアリマス、只今政府ノ御方ノ仰
ツシヤル通り、今日デハ無電ノ根據ヲ
其處ニ置クト云フコトハ、駐屯軍ヲ置
クヨリモ海軍ノ根據地ヲ置クヨリモ、
更ニ重要ナルヤウニ考ヘルラレツ、ア
ルノデアリマスカラ、餘程重大ナル問
題デアアルト思ヒマス、ソコデ此三井ノ
契約ト並ニ華盛頓會議トノ關係カラシ
テ、米國ノ「フエデラル」ノ抗議交渉等
ハ、今日ノ場合ニ於テ、ドウ云フ狀態ニ
ナツテ居リマスカ、其經過ヲ御聽キ致シ
マス

○中村政府委員 第一ノ三井ト支那政

府ノ間ニ於ケル無電ノ契約ニ、只今柏
田君ノ御話ノ中ニ、華盛頓會議デ無効
ニナルト云フ説ガアッタガ、實際ハドウ
デアアル、又其後亞米利加ノ「フエデラ
ル」モ特許ヲ得タヤウデアアル、一體ドウ
云フ風ニナツテ居ルカト云フ御尋デア
リマス、華盛頓會議デ無効ダトカ云フ
ヤウナ御話ガアツタカモ知リマセヌガ、
帝國政府ニ於テハ是ハ斷ジテ無効ノモ

ト考ヘテ居リマセヌ、有効ノモノト
致シマシテ、之ガ實行ニ付キマシテハ
常ニ最善ノ注意ヲ以テ、之ガ實現方ニ
努力致シテ居リマス、而モ日支兩國ノ
交渉ノ關係モ、相當ニ進捗ヲ見ツ、ア
ル現狀デアリマス、ソレカラ其他「マル
コニ」トカ、或ハ「グレートノーズン」
ト云フ關係ハ、是ハ愈々實際ニ經營ヲ爲
スニ當リマシテ、各會社トノ間ニ相當
ノ協議ヲ以テ、何等カノ解決方法ガ出
來ルノデアラウカト思フテ居リマス、ソ
レカラモウ一ツ各國ガ銘々無線電信ノ
經營ヲ始メテ、各國ノ間ニ競争ガ起ル
カラ、其現狀ニ鑑ミテ外國ノ無線電信
事業ノ經營ニ付テハ、餘程注意ヲ要シ
ナケレバナラヌ、實際ノ狀況ハドウデ
アルカ、斯ウ云フ御話デゴザイマシタ
ガ、私ハ世界各國ニ於ケル狀況ニ付テ
ハ能ク存ジマセヌガ、特ニ支那方面ニ
付テ知リタイト云フ事デアリマスガ、
支那ノ方ハ只今無線電信ニ關係シテ居
リマスノハ、日本ト「フエデラル」ト二
ツデアリマス、此兩者ノ關係ニ付キマ
シテモ、何トカ適當ノ解決ノ方法ヲ付
ケタイモノト思フテ居リマスケレドモ、
之ガ果シテドウ云フ風ニナルカト云フ
事ニ付キマシテハ、只今此席デ御話ス
ルマデニ進ンデ居リマセヌ、其以外ノ
事ニ就キマシテハ、或ハ遞信當局アタ
リニ於テ御調ベデモアリマシタラ遞信
當局ノ方カラ御答ヲ願ヒタイト思ヒマ
ス

○柏田委員 其他ノ點ニ付テハ遞信省
ノ御方カラ御聽キスルコト、シテ、尙
ホ此三井ト海軍部トノ契約ニハ、三十
年間支那ニ於テ獨占ノニ外國ノ無電ヲ
排除スルト云フ風ナ契約ガ締結サレテ
居リマス、日本ノ外務當局ニ於テ「フエ
デラル」ト交渉シテ居ルノハ、此契約ガ
根本デアアルト思フ、詰リ「フエデラル」
會社ガ支那ニ於テ大キナ無線電信ノ根
據ヲ構ヘルト云フコトハ、千九百十八
年ニ於テ日本ト支那トノ間ニ契約サレ
タ其三十年ノ獨占權ヲ侵害スルモノデ
アルト云フコトガ根本デアアルヤウニ思
ヒマスガ、「フエデラル」ガ支那ト此無
電ノ契約ヲスルト云フコトハ、此日本
ト支那トノ間ノ契約ニ何等支障ヲ來サ
ナイノデアリマスカ、私ハ此權利ヲ侵
害サレルコトニナルト思フノデアリマ
スガ、恐ラク外務當局ニ於テモソレヲ
認メテノ米國トノ御交渉ト思ヒマス
ガ、如何デアリマスカ

○中村政府委員 獨占權ノ點カラ申シ
マス「フエデラル」ト三井トノ間ニ
ハ或ル衝突ヲ生ズルコトハ當然デアリ
マス、併シ是等ノ關係モ出來ル事ナラ
バ適當ノ方法ヲ講ジタイト思フテ攻究
マシテモ此際ドウ云フ風ニナルカト云
フ事ニ付キマシテハ、マダ御話ヲスル
時期ニ達シテ居リマセヌ

○柏田委員 支那ノ新聞ノ傳フル所ニ
依レバ、是ハドウ云フ所カラ根據ガ出

タノカ知リマセヌガ、二月五六日頃ノ支那ノ新聞デハ、日本ト米國ト支那トノ間ニ於テ、從來ノ爭議ヲ一掃シテ、サウシテ合辦契約ノ下ニ會社ヲ設立シヤウト云ツテ、既ニ契約ノ案文ガ出來テ居ルト云フ風ニ發表ニナツテ居リマスガ、サウ云フ事實ハナイノデアリマスカ

○中村政府委員 サウ云フ話モ、或ル方面ニ於キマシテハ無イコトモナイノデスケレドモ、併シ別ニ是ハ具體的ニマダ話ニ這入ツテ居ル譯デモアリマセヌ、隨テ此所デ以テ此際確定的ノ御話ヲ申上兼ネルノデアリマス

○柏田委員 モウ一點華盛頓會議デ假ニ機會均等ト云フ風ナ主義ヲ貫徹シヤウト致シマシテモ、三井ト支那政府トノ契約ハ其以前ノ事デアリマスカラ、此華盛頓會議ノ契約ハ遡及力ヲ有シナイト考ヘテ居リマス、サウスレバ此日本ノ持ツテ居ル所ノ、其時ヨリシテ——千九百十八年ヨリシテ向ウ三十箇年ト云フ獨占權ハ、私ハ何等侵害ヲ受ケテ居ナイト思ヒマス、政府ハ其千九百十八年ノ三井ト支那海軍トノ間ニ於ケル契約ヲ最後マデ保持シテ、サウシテ日本人ノ持ツテ居ル所ノ權利ガ侵害セラレナイコトニ努力致シマシテ、米國ノ交渉ヲ是カラ進メル御考デアアルカドウカ、前ニ御伺ヒシタ通りニ、三國協定ノ下ニ御互ニ讓歩シテ、茲ニ會社デモ設立シテ、合辦的ニ進マウト云フ御考デアリマスカ、御意見ヲ伺ヒマス

○中村政府委員 華府會議ノ際ニ於キマシテ、此問題ニ付テ我政府ノ立場ハ明カニシテ置イタヤウニ記憶致シテ居リマス、只今柏田君ノ御話ノ通りノ趣旨ニ依リマシテ、政府ニ於キマシテハ此問題ヲ處理スルノニハ常ニ其趣旨ニ依ツテヤツテ居ルノデゴザイマス、併シマダドウ云フ風ニ解決スルカト云フ事ニ付キマシテハ何レトモハッキリ致シテ居リマス

○柏田委員 只今ノ中村次官ノ御答辯ニ依ツテ、華盛頓會議ニ於テ聲明シタ趣旨ニ基イテ進ムト云フ御答辯ヲ得テ、私満足デアリマス、尙ホ外務當局ニ付キマシテハ、私モ實ハ昨日案ヲ見タバカリデアリマシテ、後ニ研究シタ上デ御伺ヒ致シマス、進ンデ遞信省ノ御方ニ御伺ヒ致シタイノデアリマスガ、此第三條ニ依ッテ見マス、資本金二千萬圓ト云フ風ニナツテ居リマスガ、私ハ門外漢デアリマスカラ、詳細ノ事ハ分リマセヌケレドモ、六十「キロワット」ノ無電ヲ設立スルニ、從來ハ五百萬圓カ六百萬圓ノ金ヲ要シタヤウニ聞イテ居リマス、或ハソヨリ少イカモ知レマセヌガ、サウスレバ二千萬圓ノ金ガゴザイマスカラ、無電ノ根據地ヲ造ツテ進マウト云フニハ非常ニ少イ金デハナイカト思フノデアリマスガ、御當局ニ於テハ之ヲ以テ十分ナリト云フ御考デアリマス

トカラ事業ヲ進メテ、ドウ云フカデ以テ國際無電ノ業ヲ完成セシメテ行クト云フ御考デアリマスカ

○植原政府委員 御尋ニ御答致シマスガ、先刻大臣カラ御答ニナリマシタ通り、對米第二局ト、ソレカラ歐洲局ト南洋局、此三局ヲ設立スルニハ此資本デ足リル計算ニ立テラレテ居リマス、尙ホ此會社ガ實ニ此第二條ノ目的ニ在リマスヤウニ、海外ニ發展スルト云フヤウナ將來ニ於テハ、此資本デハ足ラナイカモ知レマセヌガ、現在ノ仕事ヲ進ムル上ニ於テハ是デ足リルト思ツテ居リマス、尙ホ必要ニ應ジテ遞信大臣ノ認可ヲ受ケレバ資本金ヲ増スコトノ出來ル規定モ具ツテ居リマスカラ、目下ノ經濟界ノ狀態ニテ、此目的トスルモノノ三局ノ事業ヲ計畫通り遂行スルニハ、大體ニ於テ此位ノ資本デ宜シカラウト考ヘマス

○森委員 只今ノ第三條ノ資本金ノ二千萬圓、之ニ就テハ政府ノ持株トシテハ第四條ノ範圍ニ止マルノデアリマス

カ、モウ少シ政府ニ於テ持ツト云フ方針デモ御極メニナツテ居リマスカ

○植原政府委員 現在ニ於テ政府ノ持株ト致シマスモノハ、磐城ノ原ノ町ノ局ト、ソレカラ歐洲局ニ對シマシテ、既ニ政府デ計畫致シマシテ土地ヲ買收シテ居ルノガ名古屋附近デアリマス、此現物出資ヲ以テ政府ノ出資額ト致ス積リデアリマス

○森委員 只今ノ二ツノ政府ノ出資ハ、略之ヲ金ニ換算致シテドレ位ニナルノデアリマスカ

○植原政府委員 御承知ノ如ク原ノ町ノ局モ名古屋附近ノモノモ、國有財産ニナツテ居リマス故ニ、此方ノ正確ナルハ調査ヲ致サナケレバキツカリ幾ラト云フコトハ申上グラレナイノデアリマスガ、原ノ町ノ局ヲ造ルト致シマス今日二百五十萬圓見當掛カルト思ヒマスガ、モウ數年近クナリマシテ、修理ヲ施サナケレバナラヌヤウナ點モ大分アルノデ、減損程度モ見積リマシテ、大體二百萬圓見當ト見積ツテ居リマスケレドモ、是ハ尙ホ國有財産上ノ手續モアリマスノデ、正確ニ申上グラレマセヌ、ソレカラ名古屋ノ土地ノコトガゴザイマスガ、是ハ買入レタ値段ト、ソレニ要シタ費用ヲ約十九萬圓何ガシト記憶シテ居リマス

○森委員 此法律ニ依ツテ御造リニナル無線電信局ガ爲スベキ營業ノ範圍ト云フモノハ、文字ノ上ニ明カデアリマスカラ、今更申ス迄モナイノデアリマスガ、唯、從來此通信事業ハ國ノ特權ニ屬シテ居ルカラ、日本帝國トシテ今新タニ斯様ナ回線ヲ造ルト云フコトハ、日本ノ通信事業ノ一大變革デアアル、極メテ重大ナル問題デアルト思ヒマス、左様デアルトシマス、現在金ノ狀況ニ應ジテ是デ止メテ置クトモ、將來ノコトニ付テハ尙ホヨリ以上ノ御想像モ

付イテ居ル筈ト思ヒマス、其點ニ付テ
二三伺ッテ見タイ、現在例ヘバ長崎上海
間ノ海底電信、是ハ丁抹ノ所有ニ屬シ
テ居ル爲ニ、如何ニ我國ガ苦痛ヲ嘗メ
テ居ルカト云フコトハ、申スマデモナ
イノデアリマス、是等ノモノモ將來ニ
於テ——是ハ有線電信ノコトデアルガ、
何等カノ機會ニ於テ斯ウ云フモノマデ
モ我國ノ物トナリ得ベキ方法デモ御進
メニナル御考ハナイカ、之ヲ一ツ伺ッテ
置キタイ

○植原政府委員 此法案デ主トシテ考
慮致シテ居ルコトハ、無電ノコトデゴ
ザイマスガ、只今ノ海底線ノ御話モゴ
ザイマスガ、御承知ノ如ク世界ニ於テ
今日主ナル通信機關ハ海底線デゴザイ
マスケレドモ、先刻モ工務課長モ縷々
申述ベマシタ通り、將來ノ國際間ノ通
信ノ主ナルモノハ無電デアラウト思ヒ
マスガ、此波長ノ關係上カラモ一日モ
早ク之ヲ完成シナケレバナライト思
ヒマスケレドモ、財政上ノ都合モアリ、
政府トシテ之ヲ致スコトガ出來ナイ故
ニ、此計畫ヲ樹テラレタノデアリマス、
海底線ノコトハ直接ニ此法案ニハ關係
ハ致シテ居リマセスケレドモ、森君御
承知ノ如ク、支那ニ於ケル海外ノ通信
ノ關係ハ、殆ド大東大北ノ二局ニ獨占
サレテ居ルノデアリマス、其期限ハ二
十九年デゴザイマシタカ、特許致シテ
居リマスガ、大正二十年位ニ終ルノデ
アリマス、其事モ考慮致シマシテ、十分

是ハ世界各國ハ固ヨリ亞細亞方面ニ於
テハ、特ニ日本ガ通信上ノ相當ノ權力
ヲ有スルコトハ、日本ノ國防ノ點カラ
言ヒマシテモ、産業ノ點カラ言フテモ、
至極必要デアルト考ヘマス、尙ホ將來
亞細亞大陸トノ通信ニ付キマシテハ、
海底線ノコトニ付テモ十分ノ考慮ヲ致
サナケレバナライト斯様ニ考ヘテ居
リマス

○森委員 此會社ガ設立サレマスト、將
來ニ於テ陸海軍ニ專屬デアル所ノ無線
電信モ、矢張此第一條ノ範圍ニ於テ、外
國トノ電報ヲ取扱フトキニ、矢張サウ
云フモノヲ矢張此會社ニ集メルト云フ
御考ハナイノデアリマス

○植原政府委員 軍事上ノ無電ノコト
ハ、全ク別問題デ、軍事以外ノモノデ、
遞信省トシテ所管致シテ居ル所ノ外國
關係ノ無電事業ヲ、此會社デヤラセヤ
ウ、斯様ナ計畫デアリマス

○森委員 左様ニ致シマスト、先程工
務課長ノ御説明ニ依ッテ伺ッテ見テモ、
外國ノ無線電信ト、日本ノ無線電信ト
ハ、或ル程度迄ハ差異ハナイ筈デア
ル、矢張日本ノ無線電信デアッテ見レバ、他
ノ所管ノモノト混線スルト思ヒマス
ガ、陸海軍ノモノトハ絕對ニ左様ナ憂
ハナイト云フ御見込デアリマス

○植原政府委員 此點ハツマリ日本ノ
陸海軍ノ持ッテ居ル無線局モ、矢張一ツ
ノ電波長ニ算ヘラレテ居ルノデアリマ
ス、新ニ造ラウト云フモノモ特殊ナ電

波長ヲ持ッテ居ルノデ、其點ニ於テソレ
故ニ之ガ重大ナ問題デ、一定ノ限度ニ
限ラレタ電波長ヲ、一ツノ局ヨリ使用
ガ出來ナイト云フコトデ、更ニ其點ニ
於テノ御心配ハナカラウト思ヒマス

○森委員 政府トシテ既ニ維新以來、
我國初メテノ遞信事業ニ大改革ヲ行ハ
レタト云フコトデアルトスレバ、吾
ノ方カラ考ヘルト、單リ對歐米局ノミ
ナラズ、其他ノ總テノ無線電信若クハ
電話等ヲ、全部斯様ナ會社ニ持タシメ
ルコトモ差支ヘナイノデハナカラウ
カ、今日ヨリ經濟上ノ關係ガ容ス場合
ニ於テモ、尙ホ此會社ノ仕事ハ、之ニ何
處マデモ止メルト云フ御積リデア
ルカ

○植原政府委員 森君ノ御尋ニ付テ
ハ、斯様ニ御了解ヲ願ヒタイト思ヒマ
ス、此法文ノ規定ニ依ッテモ明瞭デア
ル如ク、對外關係ノ無線電信ニ關スル所
ノ會社トシテハ、設置、設備、其器械ノ
運用ヲ致スノデアリマスガ、政府デ有
シテ居ル通信ノ專掌權ダケハ、政府デ
握ッテ居ルコトニナッテ居リマス

○森委員 政府デ致スコトデ、
會社デ之ヲ致スコトデナイコトニナッ
テ居リマスカラ、唯、財政ノ都合上、對外
關係ノ電波上、早ク之ヲ獲得致サナケ
レバナラス、電波ノコトニ付テハ工務
課長ガ前ニ御話シマシタガ、大正十年
ノ春ニ國際技術會議ガアリマシタトキ
ニ、其後五箇年間ニ何處ノ場所ニ於テ
カ、國際無線會議ヲ開ク、其際ニ各國デ

設置スベキ計畫、其運用シテ居ル所ノ
モノ、之ヲ持出シテ電波ノ波長ノ割當
ヲシヤウト云フコトニ略、各國ノ諒解
ガ得テ居リマシテ、最近ニ於テハ之ヲ
殆ド今年度中ニモ華盛頓ニ於テ開カウ
ト云フヤウナ進ミニナッテ居リマス
カラ、ドウシテモ之ヲ此場合ニ解決致サ
ナケレバナラスト考ヘテ、此案ヲ作ッテ
皆様方ノ御審議ヲ受クル次第ニ立ッ
タ譯デゴザイマス

○森委員 只今ノ御趣旨ハ無論能ク了
承致シテ居リマス、唯、第一條ヲ見ルト、
主トシテ無線電信デアリマスガ、第二
條ニ參ルト、第三號ニ「無線電信又ハ無
線電話ノ用品ノ製造及販賣」トアッテ、
斯ウ云フヤウナコトマデ此會社ノ仕事
ニ屬セシメテ居ル、餘程第二條ノ第三
號ニ依リマスト、仕事ノ範圍ガ廣クナッ
テ參ル、何カ將來或ル豫期ヲ以テ斯様
ナコトヲ爲シタノデハナイカト思ヒマ
シタカラ、御質問致シタノデアリマス

○植原政府委員 通信ノ專掌權ヲ政府
デ維持シテ居ルコトニ付テハ、先刻申
述ベタ通りデアリマス、ソコデ會社ガ
國內ハ兎ニ角、海外ニ於テモ發展シヤ
ウトスルコト、又此會社ニ確實ニ利益
ヲ得セシムルヤウニスルニハ、無線電
信又ハ無線電話ノ用品等ヲ製造販賣ス
ルコトモ、一ツノ利益ヲ得ル道トシテ
考ヘタノデ、外國邊リデ斯様ナ會社ニ、
海外ノ無線ノ問題ヲ取扱ハセテ居リマ
ス場合ニハ、斯様ナ附隨ノ事業ダケハ

營マシテ、成ベク其會社ノ堅實ナル發展ヲ爲サシムルト云フヤウナコトニヤッテ居リマスルカラ、此無線ノ方デハ巨額ノ金ヲ投ジマスケレドモ、大臣モ先刻來申述ベタ如ク、殆ド七箇年ノ間ハ繼續的ニ巨額ノ金ヲ出シテ行カナケレバナラナイト云フヤウナ場合デ、會社ノ基礎ヲ堅實ニセシムルニハ、斯様ナコトヲ今シタ方ガ宜カラウ、是ハ通信

ノ問題トハ、別個ノ問題デアリマスカラ、左様ニ御了承ヲ願ヒマス
○森委員 是ハ大臣ニ承ッテ見タイト思ヒマスガ、只今會社ノ爲スベキ仕事ト、政府ノ特權ニ屬スベキコトニ付テハ、御説明ニ依ッテ十分了承致シマシタガ、唯、其制度ガ兎ニ角從來ナカフタ新シイ制度デアリマシテ、其新シキ制度ヲ單リ外國ニ對スル無線電信ノミニ限ラナイ、或ハ無線電話或ハ内地ノ電信電話、其他ノ郵便等ニ關シテモ、寧ロ統一的、劃一的ノ方法ニ依ラウト云フヤウナ御考ヲ御持チニナッタコトハアリマセヌカ

若シ本日他ニ御質疑ガナイナラバ、今日ハ此程度デ止メテ、更ニ法條ニ關シテハ今少シ研究シテ見ヤウト思フノデアリマス

○砂田委員長 ソレデハ本日ハ此程度デ、質問ヲ繼續スルコトニシテ散會致シマス、明日ハ午前十一時カラ開議致シマス

午後三時三十三分散會

○犬養國務大臣 只今マデ御説明シマシタ通り、此無線ハ非常ニ急ギマスノデ、ソレデ此會社ヲ拵ヘルト云フコトヲ規定シタノデアリマス、無論通信事業ノ是マデニ於ケル遺方トハ、マルデ一變シテ、一ツノ革命ト云ヘバ革命デアリマス、他ノ電信、電話、其外ノ事ニ付テハ、マダ考慮致シテ居リマセヌ
○森委員 電信、電話ノ事ニ付テ私ハ